

インドの農村金融改革

市場原理導入と政府介入の論理

〔要 旨〕

1. インドが従来の計画経済体制から市場経済体制へ移行を進めている現在、効率的で自立した農村金融市場の育成が大きな課題になっている。
2. インドの農村金融の現状と改革の方向を分析するための準備として、農村金融についての主要な理論、つまり伝統的な農業融資説、市場メカニズム重視の農村金融市場説、そしてスティグリッツの不完全競争市場説について論点を整理した。
3. 続いて、インドにおける農村金融の現状を次の観点から概観した。
 - 独立後の農村金融政策と農村金融システムの発展過程
 - 信用農協と商業銀行からなるフォーマル農村金融システムの現状分析
 - 農家間の貸借、商人からの借入、頼母子講などのインフォーマルな金融の性格
4. 1990年前後から始まった農村金融改革について主要な提言とその実施状況を、主に以下の観点から整理した。
 - 農村金融改革の全体的目的と方向
 - 金利の自由化
 - 貯蓄動員の必要性
 - 特定分野への貸出枠規制
 - 延滞債権対策
 - 貧困層へのターゲット・ローン
 - 金融機関の自律性回復と新たな管理手法
5. 最後に、インドの農村金融システムの将来像について筆者なりの考えを示し、また新しい農村金融システムの枠組みを作ることの必要性を主張する。

目次

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| 1. はじめに | (3) 預金動員（資金の自己調達）の必要性 |
| 2. 農村金融をめぐる主要な理論 | (4) 優先部門への貸出枠規制 |
| 分析の座標軸 | (5) 延滞債権対策 |
| (1) 農村金融をめぐる三つの理論 | (6) 貧困層へのターゲット・ローン |
| (2) 農村金融市場の発展を測る基準 | (7) 金融機関の組織の主体性回復と新たな管理方法の模索 |
| 3. インドの農村金融の現状 | |
| (1) 独立後のインドにおける農村金融システムの展開 | 5. おわりに |
| (2) フォーマルな農村金融の構造 | インドを事例としてみた農村金融の理論と現実 |
| (3) インフォーマルな農村金融の形態と性格 | (1) まとめ |
| 4. 農村金融の改革提言と改革の進捗状況 | (2) インドにおける農村金融システムの将来展望 |
| (1) (農村)金融改革の全体の目的と方向 | (3) 新しい農村金融システムを構築するために |
| (2) 金利の自由化 | |
-

1. はじめに

筆者は、本誌においてこれまで2回にわたり、インドの経済自由化がインドの農業構造に与える影響を論じてきた。^(文末注1)本稿は、基本的にそれらと同じ問題意識から、インドにおける農村金融について検討したものである。

経済活動における金融の重要性はいうまでもないが、旧社会主義国あるいはインドのように社会主義類似の経済体制をとってきた国にとって金融システムの改革が大きな意味を持つのは、以下のような理由による。旧ソ連に代表されるような計画経済体

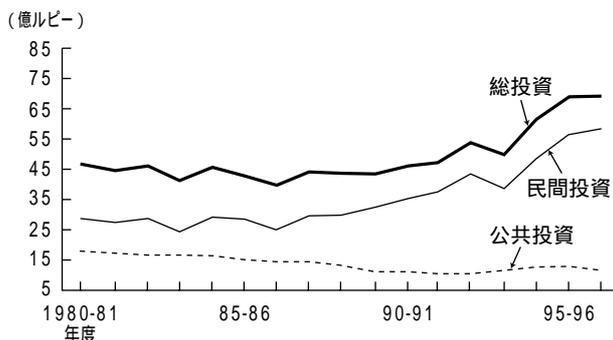
制は、物の生産と配分を規定する物動計画と公定価格の体系からなっており、資金の調達と配分は主に政府財政によって行われたといわれる。それに対し、金融機関は、政府が決定する資金配分のパイプ役程度の役目しか果たしていなかった。ところが、自由化によって物の生産と配分、それに価格決定が市場メカニズムによって行われるようになると、資金の調達と配分を担う主体が、政府財政機関から金融機関へと移ることになる。経済活動における政府の役割が縮小するに従い、自律的で効率性の高い金融市場の育成が不可欠となるのである。

独立以来社会主義型の計画経済体制をとってきたインドは、現在本格的な自由化

の時代を迎えて、旧社会主義国と類似の状況の下に置かれている。第1図からは、農業の資本形成において、自由化の進展と歩調をあわせるように公共投資の比率が低下する一方で、民間投資が急増していることが明確にわかるだろう。すなわち、自由化が確固とした歩みを取り始めた80年代の半ば以降、農業における公共投資が実質額においても低下する一方で、それまで停滞していた民間投資が増加し始め、その傾向は自由化が本格的に始まった90年代に入って、いっそう顕著になっている。

89年に提出された中央銀行の報告書(「クシロレポート」)^(注2)でも、家畜、灌漑施設、トラクターなどへの投資が増加し、それに対する金融システムの貢献が一層必要となることが予想されている(第1表)。既に農業資本形成額の8割以上(96-97年度では84%)を占める民間部門に、主に家計部門から貯蓄動員によって得た資金を効率的に配分し

第1図 農業における資本形成(1980-81年度価格)



出典 Government of India, *Economic Survey 1997-98*, p.117.

(注) 1996-97年度は速報値。

ていく自立性の高い金融システムを作り上げていくことが、現在のインドが直面している大きな課題の一つといえよう。

本稿は、以上のような問題意識の下で、インドの農村金融システムの現状と課題、そして改革の方向と進捗状況を整理し、農村金融改革がさらに進むべき方向に対し、筆者なりの考えを示そうとする試みである。

しかし、本題に入る前に、まず分析の枠組みとして、農村金融をめぐる代表的な理論をごく簡単に整理しておこう。

第1表 農業の総資本形成の内訳と展望

(単位 千万ルピー, %)

	1984 85年度の資本形成額		資本形成の予測伸び率(%)			資本形成に対するフォーマル金融寄与率の予測			
	金額	構成比	85 86 ~ 90	91 ~ 95	1996 2000	84 85	89 90	94 95	1999 2000
土地改良	156	3.6	3.0	3.0	3.0	77.6	80.0	80.0	80.0
灌漑(井戸, 管井戸, 等)	781	18.1	3.0	3.0	3.0	38.4	50.0	60.0	70.0
農機器	1,242	28.8
トラクター 動力機器	360	8.3	9.0	8.0	7.0	72.1	75.0	70.0	60.0
オイルエンジン 電動ポンプ, 其他	882	20.4	3.0	4.0	5.0	...	50.0	60.0	70.0
家畜	2,141	49.6
交配家畜	214	5.0	10.0	15.0	15.0	43.0	60.0	75.0	80.0
その他の家畜	1,927	44.6	3.0	4.0	5.0	...	50.0	60.0	70.0
総資本形成	4,320	100.0	5.9	6.3	6.8	51.8	54.1	63.0	70.4

出典 Agricultural Credit Review Committee, *A Review of the Agricultural Credit System in India*, Reserve Bank of India, 1989, p.880, 881, 884から筆者作成。

**2. 農村金融をめぐる
主要な理論**
分析の座標軸

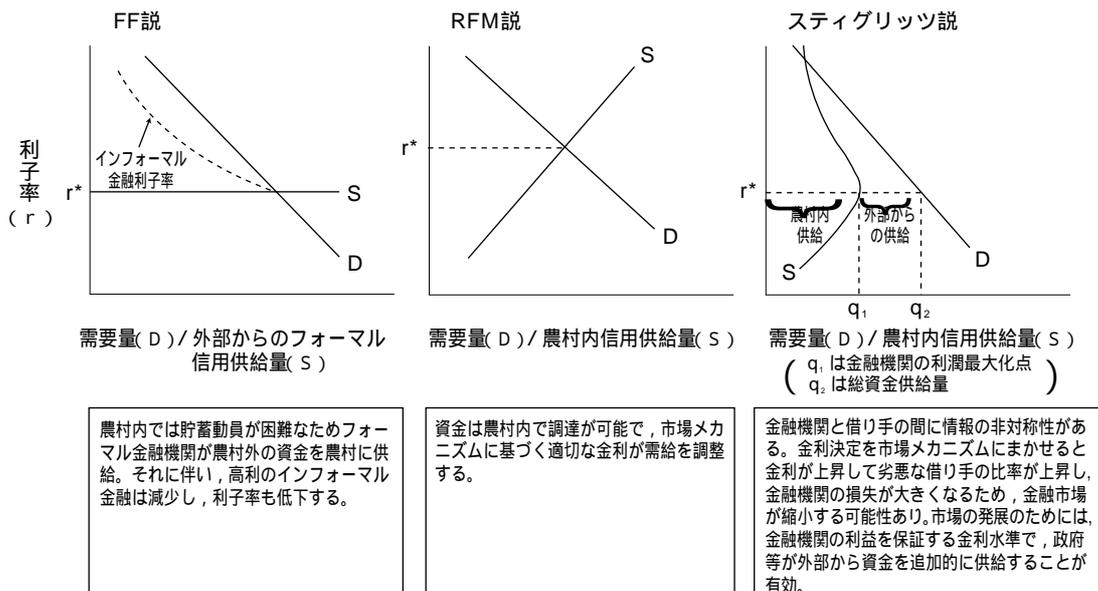
(1) 農村金融をめぐる三つの理論
ここでは、まず、主にアダムズ(D. W. Adams)、荏開津、そして泉田・万木の研究成果によって、発展途上国における農村金融の二つの主要な理論、つまり、農業融資(FF説)と農村金融市場説(RFM説)を紹介する。^(注3) 続いて、近年注目されてきた情報の経済学に基づいた新しい農村金融の理論について整理する。第2図と第2表では、これらの三つの説の基本的枠組みと、そこから導かれる政策提言を整理している。

第2表 農村金融をめぐる三つの理論の比較

	FF説 (農業融資説)	RFM説 (農村金融市場説)	スティグリッツ説 (不完全競争市場説)
農村金融市場への政府介入の必要性	不可欠	不必要	市場の失敗を補完する範囲が必要
金利規制の必要性	低利に規制	市場の決定にまかせる	緩やかな規制(実質預金金利がプラスの範囲内で)
貸出原資の調達方法	農村の外部から注入	農村内部で調達	基本的に農村内部で調達。不足部分は政府等が供給
金融機関の保護・規制の必要性	必要	不必要	初期段階では必要、徐々に緩和
資金回収率を向上する方法	指導金融	市場メカニズムを徹底し、資金の自己調達(預金)を強化	連帯保証グループ借入等の活用、金融と他の取引の連携
ターゲット・ローンの有効性	有効	無効	適切な方法を導入することで有効
インフォーマル金融の評価	農村金融市場の未発達によるもので、弊害多い	効率的な金融	弊害あり。政府の適切な介入で改善

資料 加藤『農業金融論』、荏開津「アジア諸国の農村金融市場 二つの見方」、泉田・万木「アジアの農村金融と農村金融市場理論の検討」、スティグリッツの各論文(本文の注7を参照)を参考に、筆者作成。

第2図 農村金融市場をめぐる三つの理論のパラダイム



資料 筆者作成

a . 農業融資 (Farm Finance : FF) 説

この考えは、80年代に RFM 説が広く受容されるようになるまで、農業金融理論の主流であった「伝統的」な説である。この理論の前提となる仮説は、農村居住者、特に貧困層は貯蓄力がなく、農村は慢性的な資金不足に直面していることである。また、農業貸付は農業の産業的特質（収入の不確実性、投資の長期性、低収益性、等）から、利潤追求を旨とする一般の商業銀行は融資の対象としたがらない。

そこで、農業生産の増大や農村貧困問題の緩和のためには、農村の外部から政策的に資金を注入し、非営利の専門金融機関によって資金を配分する必要があるという結論が導かれる。実際、60年代、70年代にはアジアの各国で農業金融の様々な専門機関が政府によって設立され、緑の革命の普及で増大した農村部の資金需要に応えるため、資金を農村部に供給してきた。

また、この伝統的な説によれば、農業と非農業の間の構造的な所得格差を縮小するために、他分野の融資と比べ、低利の融資が行われなければならない。地主や商人による高利貸しなど、一般に高利を特徴とするインフォーマルな金融は農家を疲弊させ、農業生産拡大の妨げになるものと考えられた。^(注4) こうした高利のインフォーマル金融を駆逐するためにも、銀行の農村支店や農業信用協同組合を通じて、低利で大量の政策的資金が農村部に注入されることになった。また、貧困層に的を絞ったターゲット・ローンも活発に行われた。^(注5)

しかし、60年代、70年代に途上国で広く展開されたこのような農村金融政策は、農村部への融資を伸ばし、農業生産の増大に一定の効果をあげたものの、一方で深刻な欠陥を生んだ。つまり、貯蓄動員の失敗による著しい外部資金依存、低い資金回収率、中・上層への融資の偏りなどという問題に陥り、効率的で自立し公正度が高い金融システムの構築に失敗したのである。^(注6)

b . 農村金融市場 (Rural Financial Market : RFM) 説

世界経済が全般的に市場経済体制へ移行していくなかで、このように非効率的で政府依存度の高い農村金融システムの改革が切実な課題となったのは当然のことといえよう。80年代に入って、伝統的な農業融資説(FF説)を批判して一躍脚光を浴びるようになったのが農村金融市場説(RFM説)である。

RFM 説は市場メカニズムを重視するもので、その主な仮説はFF説と完全に異なり、次のとおりである。農村居住者は貧困層も含めて貯蓄力があり、外部資金を農村部へ注入する必要はない。低利政策は金融機関に預貯金をするインセンティブを奪い金融の発展を阻害(金融抑圧)している。運用資金の外部依存度が高いことが貸出の回収率を引き下げる大きな要因である。金貸しなどインフォーマル金融の高い利率は、農村資金が高い機会費用を持つことから当然である。むしろ金融取引にかかる費用(取引費用)が低いため、インフォーマ

ル金融は社会的な貢献度が高い。

以上の仮説から導かれる農村金融改革の主な処方箋は、以下のとおりである。

農村金融システムの最大の役割は、農村内部での金融の仲介(黒字主体から赤字主体への貸付けを仲介)であり、貯蓄の動員がカギとなる。

貯蓄動員を可能とし、資金の需給を均衡させるために、利子率の決定を市場メカニズムに委ねるべきである。特に、貯蓄動員を可能にするために、実質預金金利がマイナスであってはならない。

農業生産への融資の貢献度などは計測が困難である。農村金融が成功しているか否かは、金融機関の成果(資金仲介額)と経営の自立性・持続性(viability)によって判断されるべき。

特定集団や特定目的へのターゲット・ローンは必要ない。

インフォーマル金融は合理的であり、無理に消滅させる必要はない。むしろ、フォーマル金融市場とインフォーマル金融市場を結合させるべきである。

市場メカニズムに強い信頼をおき、市場をゆがめる政策的介入を極力排除しようとするRFM説の政策提言は、80年代に入って開発関係者に広く受け入れられることになった。^(注7)こうした考えは現在でも金融論の主流であり、後でみるように本稿が扱うインドの農村金融改革の方向も基本的にRFM説に沿うものである。

c. 不完全競争市場の理論

しかし、90年代に入り、旧ソ連の市場経済移行に伴う混乱や東南アジアの通貨危機などが示すように、市場メカニズムが必ずしも完全ではなく政府の介入など非市場的な要素が市場を安定的に機能させるためにも重要なことが明らかになりつつある。農業金融理論においても、効率的な金融市場が発達するためには、それを支える社会的・非市場的な基盤が必要だと認識されつつある。^(注8)

農村金融市場が発達するために政府はどのような役割を果たすべきか、私見によれば、まだ明確な共通認識が形成されていないようである。そこで、ここでは市場の不完全性を前提として政府や住民組織の役割を重視するスティグリッツ(J. E. Stiglitz)^(注9)の説を簡単にまとめてみたい。

スティグリッツの理論の基本的な枠組みは、以下のとおりである。農村金融市場は完全競争市場^(注10)ではなく、特に貸し手(金融機関)が借り手についての情報を十分に把握することが困難なため(不完全情報)、市場メカニズムにのみまかせては社会的に望ましい金融市場が発達しない可能性がある(第2図の説明を参照)。このような市場の失敗を補うために、金融市場への政府の適切な介入や、借り手の組織化など、非市場的な要素が必要になるというものである。

以下、このような議論から導き出される主要な政策提言についてまとめてみよう。

低いインフレ率などマクロ経済の安定

は、金融市場が発展する前提条件である。

金融市場がある程度発達するまでは、金利を自由化するよりも、実質預金金利（名目預金金利 - インフレ率）が正の範囲で金利（預金金利、貸出金利）を政策的に抑制すべき（注11）（金融抑制）。これによって生じる信用割当（信用の需要超過）には、金融機関の貯蓄動員インセンティブをそがない方法で、政府が資金を供給することが有効（前掲第2図を参照）。

金融機関の発達を促すため、金融機関に一定の特典（新たな参入の規制による保護など）を与える政策も有効。

銀行のインセンティブをそがない範囲で政策金融（特定部門への低利融資）は有効。

融資の返済を確実にするために、信用供与と商売（肥料・作物など）を結びつけることも有効。

情報の非対称性を改善するために、融資に対して担保の要求、使用权を設定した担保の要求（usufruct loan）、頼母子講（Rotating Savings and Credit Association：ROSCAs）の組織化が有効。

農村金融市場に存在する不完全情報が生む問題（低い回収率）を回避するため、借入者の連帯保証グループや借入協同組合を組織化することが有効。政府は、こうした農民組織の形成をサポートすべき。

インフォーマル金融市場は一般に効率が低く、政府の適切な介入により改善されることが望ましい。

（2）農村金融市場の発展を測る基準

以上の議論を踏まえてインドの農村金融市場の現状と改革の方向を分析する前に、前もって「農村金融市場の発展」を定義し、金融政策の成功と失敗の基準を明確にしておきたい。ここでは、荏開津の示した基準を、とりあえず妥当なものとして示しておきたい。

（注12）
荏開津によれば、農村金融市場の発展を評価する基準は、経済発展への貢献度および農村金融市場の自立度である。また、経済発展の貢献度には、成長（生産）への貢献と経済的公正（貧困層や開発の遅れた地域への資金供給）という二つの基準がある（第3表）。

もちろん、議論の前提が異なれば評価基準も異なるのは当然だが、公正で効率的な社会の実現をめざす自由主義経済体制のなかで、これらが農村金融市場の成功度合いを判断するうえで一定の基準となることは確かであろう。以下、上のような評価基準の再検討も視野に入れながら、インドの農村金融改革の分析をしていこう。

第3表 農村金融市場の成果をはかる基準

評価の視点	主な具体的評価基準
1. 経済発展への貢献 (1) 経済成長（生産増大）への貢献 (2) 経済的公正（貧困緩和・地域格差縮小）への貢献	・ 貸出額の伸び、金利水準、スプレッド（預金と貸出の金利差） ・ 貧困者への到達度、低開発地域での貸出額の伸び
2. 農村金融市場（機関）の自立 （資金の自己調達 経営の持続性）	・ 貯蓄動員力（預貸率）、資金回収率、収益性

資料 荏開津典生「アジア諸国の農村金融市場 二つの見方」『金融構造研究』No. 10, 1988年を参考に筆者作成。特に、具体的評価基準については筆者独自の整理による。

3. インドの農村金融の現状

(1) 独立後のインドにおける農村金融システムの展開

ここでは、インドにおける農村金融システムの発展過程をごく簡単に整理してみよう。

a. 農村金融の独占的な担い手として信用農協の育成

フォーマル金融機関によるインドの農村金融の開始は、イギリス植民地下で農民の経済的疲弊が深刻な問題となり、政府が直接農民に信用を供与した19世紀末までさかのぼる。その後1904年に信用協同組合法（1912年に協同組合法に改正）が制定され、短期信用を供給する単位農業信用協同組合（Primary Agricultural Credit Society：PACS）が、村落レベルで組織されるようになった。また、1919年から長期の信用を供与する土地担保銀行が組織された（その後名称が数回変更され、現在は「協同組合農業農村開発銀行」となっている）。以後、フォーマル農村金融は、これら2種類の農村信用協同組合（以下、「信用農協」とする）によって担われることになった。^(注13)

この体制は、1947年にインドがイギリスから独立した後も変わらなかった。後でみるように商業銀行が農村金融市場に参入するまで、フォーマルな農村金融はほとんど独占的に信用農協が担ってきたのである。^(注14) 各種の農村協同組合を農村発展の牽引車と位置付け、政府のパートナーと規定した農

^(注15) 協振興政策の下で、信用農協組織は拡大していった。60-61年度には、75%の村が信用農協（単位農業信用協同組合：PACS）によってカバーされ、農村世帯の30%が組合員として組織化された。

しかし、この信用農協は農村貯蓄の動員に失敗し、自立した農村金融市場の発展という期待された成果をあげることができなかった。村落レベルにおいて主に短期信用の供給を行うPACSの運用資金（出資金＋準備金＋受け入れ貯金＋借入金）に占める貯金の割合は、60-61年度で5.3%、70-71年度で6.0%にすぎなかった。貸出資金と貯金の差のほとんどは、後でみるように中央銀行などから供給された。それでも農家負債（残高）に占める信用農協からの借入の割合は61-62年度で15.5%にすぎず、農家は必要な資金の大部分を高利の金貸しなどインフォーマル金融市場に頼らざるをえなかったのである。^(注16) しかも、信用農協は、貸出資金の低い回収率に悩まされることになり、農村金融市場に投入された外部資金が有効に回転することはなかった。^(注17)

b. 商業銀行の国有化と緑の革命への金融支援

こうしたなか、60年代半ばの大干ばつによる食糧危機を経て、インド農政の基本は、コミュニティ開発型の社会経済発展戦略から技術革新（緑の革命の普及）による食料増産戦略へと大きく転換することになる。小麦や稲の改良種子、肥料や農薬、灌漑用管井戸など高価な投入財を必要とする

緑の革命の普及には、農民への資金供給を大幅に増大することが必要であった。しかし、貯蓄動員力にも貸付資金の回収力にも大きな欠陥を持つ信用農協だけでは、こうした必要に十分に答えることができなかった。

69年に主要な14の商業銀行が国有化され、農村支店の開設と農業・農村貸出が商業銀行に義務づけられたのは、こうした事情を背景としている。「独立後インド金融市場最大の分水嶺」といわれる主要商業銀行の国有化は、次のことを主な目的としていた。^(注18) 銀行の農村支店の拡大によって預金吸収と貸出の増大を行い、フォーマル金融を農村部に浸透させる、農業・小規模工業などの優先部門(primary sector)への融資を拡大する、公共銀行部門が国家の開発計画に沿って経済開発の触媒的役割を果たすようにする、銀行業の地域格差をなくすようにする。

インドが経済発展の主体として政府の役割を強化するなかで、商業銀行は「社会的必要性」のなかで金融機関としての自律性を失った。^(注19) そして、政府が策定した開発計画(緑の革命の普及)の実行機関となっていく。銀行は、総貸出の3分の1を農業・小規模工業などの優先部門に貸し出すことを義務づけられた(85年以降は40%に引き上げられた。農業貸出枠は総貸出の18%)。80年にはさらに6行が国有化され、これによって農村金融市場における商業銀行の役割が拡大していった。

c. 貧困層を対象とした専門金融機関の設立

商業銀行の農村進出によって農村金融市場のフォーマル化が急速に進んだ。しかし、商業銀行と信用農協のサービスは中・上層に偏りがちで、農村貧困層に資金を十分に供給できないことが判明し、政治的にクローズアップされてきた。^(注20)

その流れのなかで、中央政府と州政府、そして各県の中心的な商業銀行の3者の合同出資により、農村貧困層に融資を行うことを主な目的とする特殊金融機関として、^(注21) 地域農村銀行(Regional Rural Bank: RRB)が、75年から県レベルに設立されることになった。商業銀行や信用農協がカバーするのが難しく、従来高利のインフォーマル金融市場に依存せざるをえなかった農村貧困層まで、フォーマル金融市場に取り込む枠組みがこれでできたわけである。

d. 貧困層を対象とした優遇的な融資事業の開始

RRBの設立と並行するように、貧困層をターゲットとする政策融資が拡大していった。70年には、農村貧困の緩和を目的とした小農開発事業(Small Farmers Development Agencies: SFDA)と、零細農・農業労働者事業(Marginal Farmers and Agricultural Labourer Agencies: MFLA)が始まった。それらは、78年に開始され82年から全国展開した総合農村開発事業(Integrated Rural Development Programme: IRDP)へと引き継がれていった。後でみるように、IRDPは農村向け融資

の重要な位置を占めるようになるが、同時に、農村金融機関と金融市場の健全性を大きく損なう要因となる。

SFDA, MFLA, そして IRDP は、行政機関が行う事業で、農村貧困層と各種農村金融機関（商業銀行, RRB, 信用農協）の間になつて、貧困層への融資を円滑にし、利子補給や補助金の供与によって、実質的に貧困層に優遇的な融資を行うことを目的としている。また、資金の利用計画の作成、資金の利用状況の監視（モニタリング）など、いわゆる指導金融を行ってきた。

e. 農村金融機関へ資金を供給する

リファイナンス機関の設立

このように農村金融システムが政治化され、肥大していくなかで、複雑化した農村金融システム全体を管理し、そこに資金を供給する公的な専門金融機関が必要になった。82年、中央銀行であるインド準備銀行（Reserve Bank of India : RBI）の農業金融部（注22）と農業融資開発公社が合併し、農村金融機関に農業貸付の原資を供給（リファイナンス）する全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development : NABARD）が設立された。以後、NABARDは農村金融システム全体の要として、重要な役割を担うことになった。（注23）

以上が、独立後のインドで農村金融システムが展開してきた経緯の概略である。信用農協の育成政策、主要商業銀行の国有化と農村金融市場への貸出義務化、専門的な

政策的金融機関と政策融資事業の創設、そしてリファイナンス機関による農村金融市場への大量の資金注入により、政府はインフォーマル金融と比べて相対的に低利の資金を農村部に供給しつづけてきた。その結果、農村金融市場は、FF説が示したように、インフォーマル金融が根強く残存しながらも、着実にフォーマル金融の枠を広げてきた。

第2章で概観したようにこうした金融政策の根底にあったのは、まさに農村金融の伝統的な考え方、すなわち農家融資説（FF説）であった。インドにおいても、経済自由化のなかでこれまでの農村金融システムのあり方が大きな批判にさらされ、改革を迫られている。それを検討する前に、インドの農村金融の現状を簡潔に把握しておこう。

（2）フォーマルな農村金融の構造

a. 現在の農村金融体系

上のような過程で形成されたインドの農村金融システムは、現在、第3図のような形をしている。ここでは、農村金融システムの要である全国農業農村開発銀行（NABARD）が傘下の金融機関に農業・農村貸出の原資を供給していること、またそのNABARD資金の大半が中央銀行（インド準備銀行）から供給されていることを確認してみよう。

b. NABARDの資金構造

第4表は、NABARDの貸借対照表である。既にみたように、NABARDは農業・農村開発に特化した公的なリファイナンス機関であ

(注24)

り、融資対象は金融機関と政府(州政府)
(注25)
に限定されている。97年3月末現在で、総資産226億ルピーのうち、傘下の農村金融諸機関の中・長期資金向け貸出残高が1,236億ルピーと過半(54.8%)を占め、これに短期資金向け貸出に使われる一般融資(491億ルピー)や、中期貸出資金(23億ルピー)などを合わせると、総資産の78%が傘下の金融機関にリファイナンスされていることになる。

逆に、NABARDの資金源の内訳をみると、インド準備銀行への依存が極めて高いことがわかる。インド準備銀行からNABARDに移管され、現在も積み増されている全国農村信用基金(National Rural Credit Fund)が、長期基金(864億ルピー)と災害対策安定基金(84億ルピー)を合わせて948億ルピーあり、NABARD総資産(=資本+負債)の42%を占める。これに短期資金源である準備銀行からの一般借入(General Line of Credit)477億ルピーを合わせれば、総資産の63.1%を、明らかに準備銀行からの資金が占めることになる。連邦政府と準備銀行による出資金(100億ルピー)、連邦(中央)政府からの借入金(117億ルピー)をさらに合わせれば、準備銀行と連邦政府への資金依存は、総資産の73%にも達するのである。

これに対し、市場からの借入(金融債発行)と預金は281億ルピーで、総資産の12.4%しかない。NABARDの主な機能は、いまだに準備銀行および連邦政府の資金を傘下の農村金融機関に流すことでしかない。預金動員や市場借入によって市場価格(利子)で得た資金を、リスクをとって貸し出すとい

う、金融機関がもつ本来の金融仲介機能は、まだきわめて脆弱といえよう。

c. インド準備銀行に占める農村金融の位置とインフレへの影響

農村金融資金のこのように過渡な中央銀行・政府依存は、自立した金融システムの発展の妨げになるだけでなく、実体経済の裏づけのない貨幣増刷によってインフレを招き、経済発展の基盤となるマクロ経済の安定に多大な影響を与えかねない。インドでも、インフレ率が年率10%を超えると政治が不安定になるという説もあり、^(注26)リファイナンス資金を準備銀行に過渡に依存することは、農業・農村開発の妨げになるだけでなく、インドの政治経済全体が安定して発展する基盤を掘り崩すことになる。

中央銀行に農村金融システムがどの程度の負担(インフレ圧力)を与えているかをみるために、インドの中央銀行であるインド準備銀行の貸借対照表を検討してみよう(第5表)。99年3月末のNABARDへの貸出残高は556億ルピーで、準備銀行の銀行部門の資産合計に占める割合は4.2%に過ぎない。しかし、貸出総残高1,988億ルピーの28.0%と大きな割合を占めている。しかも、91年と比べて、他の銀行貸出残高が減少(特に指定商業銀行)ないし横ばい傾向にあるなかで、目立って増加している。準備銀行のNABARD貸出の増大が、インフレ圧力の一端を担っている可能性は高いといえそうである。

第5表 インド準備銀行の貸借対照表（3月末残高）

（単位 千万ルピー，％）

資産の部				負債・資本の部			
	1991年	98	99		1991年	98	99
発券部門				発券部門			
金貨・金地金	6,654	9,877	10,310	発行銀行券	53,784	148,520	172,541
外国証券	200	45,700	50,700	銀行部門保有銀行券	23	31	32
ルビー硬貨	29	27	71				
インド政府国債引き受け	46,924	92,946	111,492				
発券部門資産合計	53,807	148,550	172,573	発券部門負債合計	53,807	148,550	172,573
銀行部門				銀行部門			
現金	23	31	33	預金	38,542	65,119	71,758
海外資産	4,008	41,633	52,310	中央政府	61	51	51
貸出	18,516	13,963	19,876	州政府	33	402	17
	(100,0)	(100,0)	(100,0)	指定商業銀行	33,484	57,698	63,548
中央政府	-	-	2,873	指定州協同組合銀行	244	706	677
州政府	916	1,853	1,493	非指定州協同組合銀行	13	40	99
指定商業銀行	8,169	395	2,894	その他銀行	88	983	133
州協同組合銀行	38	-	13	その他	4,619	5,239	7,233
インド工業開発銀行	3,705	2,267	2,000	資本	...	13,065	12,667
NABARD	3,328	4,994	5,560	払込済み資本	...	5	5
	(18,0)	(34,8)	(28,0)	準備	...	6,500	6,500
インド輸出入銀行	745	807	752	NIC基金	...	5,680	5,281
その他	1,615	3,647	4,291	NHC基金	...	880	881
買入・割引手形				その他負債・資本	...	35,566	49,548
政府短期証券(TB)	1,384	-	-				
投資	40,286	48,482	55,112	銀行部門負債・資本合計	66,884	113,748	133,971
その他資産	2,666	9,640	6,641				
銀行部門資産合計	66,884	113,748	133,971	総負債・資本	120,691	262,298	306,544
総資産	120,691	262,298	306,544				

出典 Reserve Bank of India, *RBI Bulletin : Money and Banking* (インターネットによる)

(注) 1. 筆者の判断で、構成を変えた部分がある。

2. NICは、National Industrial Credit, NHCは、National Housing Creditの略。

3. 「その他負債・資本」は、「銀行部門負債・資本合計」と「預金」およびここで詳述した「資本」の差であるが、データからは負債なのか資本なのか分類できないため、一括して表示した。

d. 農業・農村金融の資金の流れ

このようにインフレ圧力を生みながら、主に準備銀行を源泉とする NABARD 資金は、商業銀行と信用農協の各系統へと流れしていく。

これらの金融機関は各段階（州，県，村落）で預金を吸収し，その一部を農業農村貸出へ向けるから，最終的な借り手（農家・農村非農家）が実際に金融機関から得る融資の総額は，NABARDが供給する資金量より多くなる（最終的な貸出のうちどの程度を各農

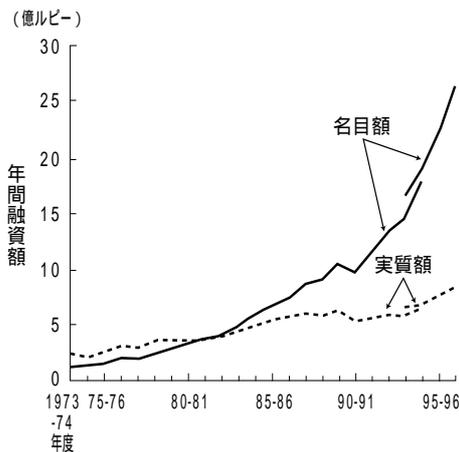
村金融機関が自己資金から出すかは，金融機関の種類や地域融資の目的によって異なる）総農業・関連貸出（残高）に占める NABARD 資金の割合は 86年6月末で45%であった。^(注27) この割合(ただし年間貸出額)は，95-96年度で38% ,96-97年度は35% ,さらに97-98年度^(注28) (暫定値)は31%と低下傾向にあるが，農業・関連貸出の相当部分が中央銀行から NABARD を経由して供給されている構造は，まだ根強い。

e. 政府の強い介入による農業信用供給の伸び

これまでみてきたような中央銀行とNABARDの強力な資金供給もあって、フォーマル金融機関による農業信用の供給量は着実に増大してきた。第4図はこれを示したものである。73-74年度と比べて95-96年度の農業信用供給量は名目で15.7倍(年平均の伸び率13.3%)に、実質で2.84倍(年平均伸び率4.9%)に増大した。^(注29)

第5図は、短期、中・長期別に、各金融機関の農業信用供給量の変化(WPI調整済みの実質値)をみたものである。69年までに信用農協によって独占的に担われていた農業貸出は、指定商業銀行と農村地域銀行の参入後、多様化が進んだことがわかるだろう。また、一目で分かるように、指定商業銀行の農業貸出が急増したことが、農業信用供

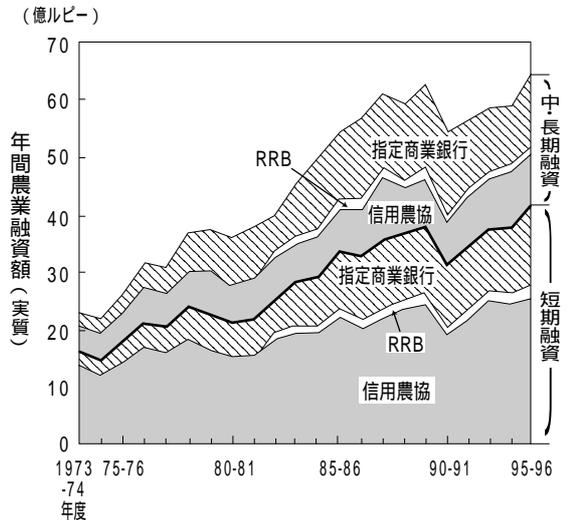
第4図 フォーマル金融機関による農業融資の伸長



資料 K. P. Agrawal, et al., "Gearing Rural Credit for the Twenty-First Century", *EPW*, Vol.32, No.42, 1997, *Economic Survey 1998-99*, 等
 (注) 1. 1973-74年度から94-95年度は "Gearing ...", 93-94年度から96-97年度は *Economic Survey* のデータ。
 2. 実質額は、WPI(卸売物価指数: 1981-82 = 100) で名目額をデフレートした値。
 3. 商業銀行と信用農協の農業融資額の合計。

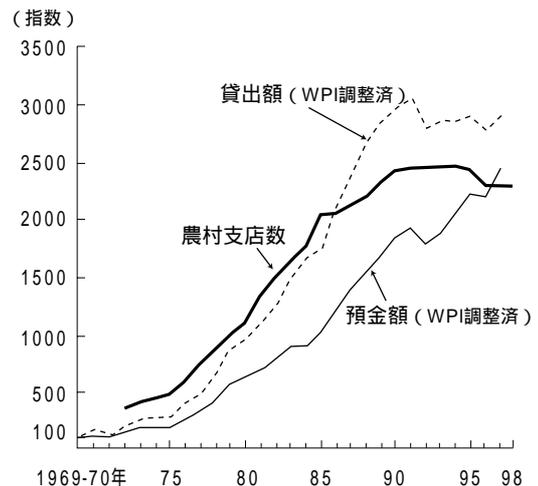
給増加の最大要因であった。農村金融市場での指定商業銀行の役割は、短期融資よりも中・長期融資の分野で大きい。

第5図 金融機関別短期および中・長期融資額の変化(実質額)



資料 第4図に同じ
 (注) 1. RRBは地域農村銀行を示す。
 2. 82-83年度以前のRRBの融資額は指定商業銀行に含まれる。
 3. 第4図と同様、WPI(1981-82年度 = 100) でデフレート実質額。

第6図 指定商業銀行の農村支店の活動の伸び (1969年 = 100)



資料 EPW Research Foundation, "Money, Banking and Finance", *EPW*, Vol.34, No.3-4, 1999, p.222, 等から筆者作成
 (注) 預金額と貸出額は実質額である卸売物価指数(WPI: 1981-82価格 = 100) でデフレートし調整した。

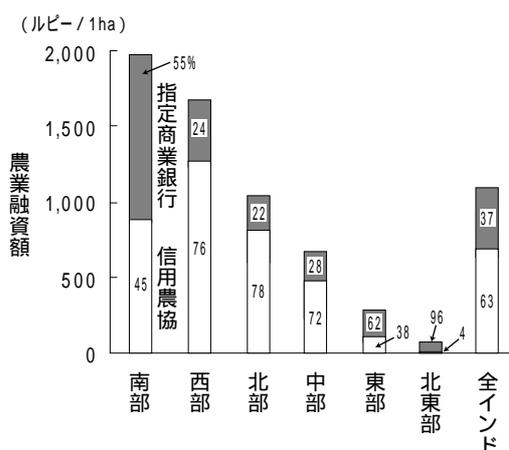
商業銀行による農業貸出の伸びは、国有化後の政策によって農村支店網が急速に拡大したこと、および既にみたように銀行の貸出総額に対して一定比率の農業貸出が義務づけられたことと強い関係がある。第6図が示すように、69年の国有化後、指定商業銀行の農村支店数は急増し、それに伴って貸出額と預金額が大きく増加したのである。

一方、第5図が示すように、農村貧困層への信用供給増大のために期待された地域農村銀行(RRB)の活動は、総資金供給量としてはかなり限定的である。

f. 農村金融機関の地域性

次に、主要な農村金融機関である信用農協と商業銀行の活動を各地域の特徴という視点から比較してみたい。第7図が示すように、フォーマル農村金融機関の農業信用

第7図 地域別・金融機関別農業融資額
(1994-95年度)



資料 K. P. Agrawal, et. al, " Gearing Rural Credit ... ", 等から作成

(注) 作付延べ面積1ha当たりの信用農協と指定商業銀行の農業融資額。農村地域銀行(RRB)融資は入っていない。

供給能力は、地域によってきわめて大きな格差がある。作付け(延べ)面積1haあたり2,000ルピーに近い南部地域から、100ルピーに満たない北東部地域まで、フォーマル金融機関の資金供給力には幅がある。このような大きな地域格差がなぜ生まれるのか、それ自体非常に重要な問題だが、ここではそれについて特に論じない。^(注30)

筆者がここで指摘しておきたいのは、インド東部地域や北東部地域など、いわゆる貧困地域において信用農協の活動がきわめて弱いこと、そしてそれを不十分ながら補完するように、商業銀行が農業信用供給の中心的な役割を担っていることである。政府は、共同体的な力を金融市場の発展にも活用しようとして独立以来信用農協を保護・育成してきた。しかし、それが失敗した地域において、政府(国有商業銀行・地域農村銀行)が主要な金融機関として農村金融市場に直接介入し、フォーマルな農村金融市場の空白地帯を埋めようとしてきた構造がここに見て取れよう。

一方、商業的農業が相対的に発達し、一般的な経済状況も抜きこんで西部(グジャラート州,マハラシュトラ州など)や北部地域(パンジャブ州,ハリヤナ州,ラージャスタン州など)で、農村金融市場に占める信用農協の比重が非常に大きい(西部76%,北部78%)ことが注目される。

g. 融資資金の用途

農村金融機関により供給される資金は、農業生産の運転資金(肥料,農薬,種子,灌

漑用水代、雇用労賃など)として使われる短期資金(生産資金)と、設備投資資金(管井戸などの灌漑施設、トラクターなど)として使われる長期資金(投資資金)に大別される。長期資金は、農業構造の変化に大きな影響を与えていると考えられる。

ここでは、NABARD が供給する長期資金の用途を地域別にみることにより、それぞれの地域でフォーマル金融による資金供給が農業・農村経済構造の変化にどのような役割を果たしているかをみてみよう(第6表)。また、信用供給の累計の構成比(過去の平均値)と、95-96年度あるいは97-98年度の構成比(限界値)を比較することで、投資先の変化(農業・農村経済構造の変化の方

向)を知ることにもできる。

まず、全国平均でみると、累計(96年まで)でもっとも多いのは小規模灌漑で、全体の約3割を占めていた。民間の管井戸投資などによる灌漑面積の拡大は、緑の革命の基盤であり、インドの食糧生産増大における最大の牽引力^(注31)と見てよい。フォーマル金融機関による長期資金供給は、特に緑の革命の先進地域(北部と南部)において、穀物増産の大きな推進力であった。また、西部のマハラシュトラ州で製糖協同組合の下で拡大したサトウキビ生産も、小規模灌漑施設の普及によるところが大きかった^(注32)と考えられる。インドの食料増産は、80年代までは、主に以上の農業先進地域において達

第6表 NABARDによる地域・用途別設備資金供給

(単位 %)

	北部地域		中部地域		西部地域		東部地域		北東部地域		南部地域		全 国		
	累積	95 96年度	97 98年度												
小規模灌漑	22.2	15.9	36.0	27.7	39.4	21.0	19.7	6.6	7.8	0.0	28.3	21.5	29.4	19.8	13.4
農業機械化	35.0	33.5	20.4	27.3	18.1	27.9	10.8	14.5	3.1	2.9	12.9	14.9	19.1	22.9	28.0
酪農開発	8.3	13.1	2.2	4.6	4.0	4.8	0.6	0.8	1.3	0.7	4.4	5.3	4.1	6.0	9.0
プランテーション・園芸	1.2	0.7	0.5	0.9	3.9	5.0	4.2	3.7	29.0	25.9	9.1	7.5	4.7	4.5	4.7
養鶏・羊飼育・養豚	3.3	6.5	0.8	1.6	3.4	4.4	0.8	1.4	0.7	1.2	6.4	9.1	3.3	5.4	5.1
土地改良	3.5	3.4	0.3	0.0	1.1	0.5	0.4	0.1	0.1	0.0	1.7	0.8	1.4	1.0	1.5
養魚	0.2	0.4	0.2	0.3	1.5	3.2	2.3	2.3	2.7	1.1	4.0	8.0	1.9	3.5	0.8
植林	0.6	0.4	1.2	1.1	1.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.0	0.6	0.2	0.7	0.4	0.3
倉庫・市場(いちば)改善	2.4	0.8	0.9	0.7	2.2	1.5	1.4	0.8	0.5	0.0	0.4	0.1	1.3	0.7	0.4
家畜糞尿ガスプラント	0.1	0.0	0.2	0.0	0.7	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0	1.0	0.1	0.5	0.1	0.0
非農業部門	5.8	14.7	1.9	6.2	7.1	15.5	4.5	12.6	8.4	18.7	10.2	21.1	6.4	15.0	15.7
その他	3.7	4.1	2.9	8.9	1.8	6.2	2.6	5.9	4.3	10.0	3.2	4.3	2.9	5.8	5.5
IRDP	13.6	6.5	32.5	20.5	15.9	9.9	52.2	51.2	41.7	39.5	17.9	7.0	24.3	15.0	15.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典 NABARD, *Annual Report 1995-96 Statistical Statements*, NABARD Home Page(internet)

(注) 1. 地域分類は、以下のとおり。北部地域は、Chandigarh, Delhi, Haryana, Himachal Pradesh, Jammu & Kashmir, Punjab, Rajasthan. 北東部地域は、Assam, Manipur, Meghalaya, Mizoram, Nagaland, Tripura. 東部地域は、Sikkim, Bihar, Orissa, West Bengal Andaman & Nicobar Islands. 中部地域は、Madhya Pradesh, Uttar Pradesh. 西部地域は、Dadra and Nagar Haveli, Goa, Diu & Daman, Gujarat, Maharashtra. 南部地域は、Andhra Pradesh, Karnataka, Kerala, Pondicherry, Tamil Nadu, Lakshadweep.

2. 「累積」は1996年3月末までの累積融資額。

成されてきた。フォーマル金融機関による先進地域への信用供給が、インドの食料増産に果たした影響はきわめて大きかったといえよう。

しかし、小規模灌漑の比率は全地域で急速に低下しており、代わって農業機械化資金の比率が急増している。パンジャブ州やハリヤナ州など、インド北部における緑の革命の最先進地域では、累積でも農業機械化投資が最大で、増産目的の灌漑施設から省力目的のトラクターなどへ主な投資先が転換して久しい。また、経済の発展に伴う食料需要の多様化と高度化によって、酪農部門や養鶏などへの投資が増加していることもこの表から読み取れる。

貧困層への補助金付きターゲット・ローンである IRDP は、全体的には低下している

し、経済的に豊かな北部や南部において、その比率は7%程度(95-96年度)と低い。一方、貧困地帯の東部(西ベンガル州、オリッサ州、ビハール州など)と北東部(アッサム州、トリプラ州など)では、依然融資総額の4~5割を IRDP が占めている。経済発展の地域差や発展段階に対応して、融資の目的や用途は大きく異なる。

h. 低い融資返済率と経営圧迫

インドの農村金融システムが抱える最大の欠陥、それは、こうして政策的に供給された農村信用の回収率がきわめて低く、供給された資金が循環しないことである。これは、農村金融システムの「自立」にとって、決定的な障害となっている。

第7表は、各金融機関のパフォーマンス

第7表 各農村金融機関のパフォーマンスの概況(1995-96年度)

(単位 千万ルピー, %)

	指定商業銀行			信用農協				
	指定商業銀行全体			短期信用			長期信用	
	指定商業銀行 (RRB除く)	地域農村銀行 (RRB)		単位農業信用 協同組合 (PACS)	県中央協同 組合銀行 (DCCB)	州協同組合 銀行 (SCB)	州協同組合 農業農村開 発銀行	単位協同組 合農業農村 開発銀行
預金残高	471,630	457,607	14,024	3,790	24,534	13,433	163	59
借入残高	44,821	42,267	2,553	11,381	10,088	7,906	8,431	5,004
投資残高 (Investment) a)	189,023	186,162	2,861
貸出残高 (b)	258,912	251,968	6,944	14,463	24,493	16,602	6,854	4,096
投資残高 + 融資残高 (a + b)	447,935	438,130	9,805
預貸率 (%)	55	55	50	382	100	124	4,205	6,942
(投資 + 貸出) / 預金 (%)	95	96	70
農業融資返済率 (%)	...	60	55	65	69	90	61	61
黒字経営(行・組合)	...	47(*)	46(**)	75,627	261	26	11	365
赤字経営(行・組合)	...	13(*)	145(**)	36,993	95	2	8	345
黒字銀行・組合率 (%)	...	78.3(*)	24.1(**)	67.2	73.3	92.9	57.9	51.4

資料 RBI, *Statistical Tables Relating to Banks in India 1995-96*, NABARD, *Annual Report 1996-97*, National Federation of State Cooperative Banks Ltd., *Performance of Primary Agricultural Credit Societies 1995-96*, National Co-operative Agriculture and Rural Development Banks' Federation Ltd., *Statistical Bulletin 1995-96*, NABARD, *Co-operative Banking System An Over View; 1996-97*.

(注) 1. 農業融資返済率は 期間内の返済額 / 返済請求額 (1995-96年度)。

2. (*) は、外資系銀行を除く。

3. (**) は、収支不明の3行を除く。

4. 投資(Investment)の内訳は、国債や開発金融機関の金融債の購入等で、法定流動性比率(SLR)による強制的なものである。

をみたものである。傘下の金融機関への貸出が主で、ほとんど個人貸出を行わない州協同組合銀行 (SCB) と県中央協同組合銀行 (DCCB) を除くと、農業融資の返済率は55~65%の範囲(単純平均で93-94年度は55%, 94-95年度は61%, 95-96年度は60%)と非常に低い。

現在、貸出金利が年20%を超えないような「低金利」であることを考えれば、このレベルの回収率では、金融機関が持続性のある経営体として全く成り立ち得ないことは明白であろう。実際、信用農協も商業銀行も、多くは現在慢性的な赤字経営の状況にあり、「自立」とはかけ離れている。

なぜ、このように資金の回収率が低いのか。既にみたようにRFM説によれば、これは外部資金(借入・援助資金)への依存度が高く(インドの場合、NABARD、究極的には中央銀行と中央政府への高い資金依存)、資金貸出を回収しようとする金融機関のインセンティブがそがれてしまうことが大きな原因ということになる。

しかし、資金の自己調達力を示す預貸率(貸出金残高/預金残高)は、指定商業銀行(RRBを除く)とRRBでは、ともに100以下で、資金の外部依存が少ないにもかかわらず、農業貸出の資金回収率は、決して高くない。特にRRBの回収率の低さは突出している。この回収率の低さが、RRBの赤字経営率が際立って高いことの主要な原因であることは間違いない。逆に、貸出資金源の大部分を外部からの借入に依存している単位農業信用協同組合(PACS)や協同組合農業農村

開発銀行の回収率は、相対的に高い。融資の回収率に決定的な影響を与えるのは、資金の調達方法(貯蓄動員か借入か)ではなく、別の要因と言えそうである。この点を、貧困層を目的としたターゲット・ローンを例に検討してみよう。

i. 金融機関の経営を圧迫するIRDP

既にみたような経緯で、78年に開始され、82年に全国に広まったIRDP(Integrated Rural Development Programme: 総合農村開発事業)は、生産的資産獲得を目的として貧困層に融資プラス補助金供与を行うユニークな事業である。具体的には、政府が設定する貧困線以下の農村貧困世帯をターゲットとして補助金付きの融資を行うことで、土地など生産的資産を持たない貧困層が小商売を始めたり、家畜飼育を始める。それによって自己雇用機会を得るとともに追加的収入を獲得し、貧困線以上の所得に達せられるようにきめ細かいサポートをするというのが、IRDPの事業の概略である(具体的な

第8表 IRDPの使途別融資額(NABARDレベル)
(単位 千万ルピー, %)

	95 96年度		96 97	
	金額	比率	金額	比率
小規模灌漑	49	11	55	11
酪農開発	90	19	96	18
羊・ヤギ・養豚	33	7	40	8
その他家畜(役牛, 牛車, ラクダ等)	47	10	26	5
小規模工業, サービス業, 小商売	224	49	246	48
その他(農地改良, 養鶏, 養魚, 等)	18	4	50	10
合計	461	100	513	100

出典 NABARD, *Annual Report 1996-97*.

(注) 上の数字はNABARDから各金融機関への資金供給量で、受益世帯が受ける融資の総額と異なる。

例えば、96-97年度のIRDP融資総額は1,955千万ルピー、政府補助金を含めたIRDP総投資額は3,087千万ルピーであった。

(注34)
獲得資産の内容は第8表を参照)。

IRDPの受益世帯は、98年3月末までに、
延べ5,200万世帯に達したとされる。(注35)
1世帯の世帯員数を平均5.5人とすれば、延べ2.9
億人が受益したことになる。複数回IRDP融
資を受けた世帯があるにしても、現在人口
の3~4割を占めるといわれる貧困世帯の
かなりの部分がIRDPの恩恵を受けたと考
えられる。(注36)

IRDPがどの程度の成果を生んだかにつ
いては、様々な議論がある。しかし、最近
の政府の評価報告によれば、IRDP受益世帯
の14.8%が貧困線(91-92年価格で年収
11,000ルピー、約3.3万円)を超えたという(旧
貧困線の6,400ルピーを超えた世帯は50.4%)。
しかし、受益世帯の29.3%では、何ら追加
的所得をもたらさなかったという。(注37)
IRDPが貧困緩和に一定の成果を生んだことは否
定できないが、多額の資金の使われ方が貧
困緩和に効率的だったか、という点では大
きな疑問があるといえそうである。

ここでは、これ以上IRDPの中身や成果に
ついては問わず、IRDP融資が農村金融機
関、そして農村金融システム全般に与えた
影響について簡単に検討してみたい。ま
ず、IRDPが主に商業銀行と地域農村銀行
(RRB)によって担われていることを確認し
よう。96-97年度のIRDP融資総額195億ルピー
のうち、59%は商業銀行、そして25%はRRB
によるもので、信用農協の割合は16%に過
ぎなかった。(注38)
これを、各金融機関の農業・関
連貸出額に占める割合でみると、信用農協
は2.6%に過ぎないが、指定商業銀行は9.0

%、そしてRRBに関しては29.2%に達する。
IRDPは、貧困対策として作られた政策的金
融機関(RRB)と、体力のある商業銀行によっ
て主に担われているのである。中央政府の
支配から相対的に距離をおいた信用農協で
は、IRDPの比重は非常に小さい。

問題は、このIRDPの返済率が極めて低
く、低利性によるマージンの少なさととも
に、金融機関の経営にとって大きな負担と
なっていることである。IRDP融資の回収
率は41%にすぎず(96年3月末)、各金融機
関の農業・関連貸出の回収率より際立って
低い。貸出に占めるIRDPの比率が突出して
高いRRBにおいては、これが平均的な回収率
を引き下げ、経営を圧迫する大きな原因で
あることは明白である。

このようにIRDPの返済率が抜きんでて
低いのは、返済減免を期待しての意図的返
済回避(受益者の43.6%にも達するという)が
最大の要因で、関係機関の調整不足、受益
者および資産選定のミス、フォローアップ
不足など、他の要因よりも大きい。(注40)

貧困を緩和する目的で、「社会的必要性」
によって金融機関に課せられたIRDPが、債
務不履行を助長する政治的社会的風潮とあ
いまって、金融機関の自立にとって大きな
障害となっているといえそうである。

(3) インフォーマルな農村金融の形態 と性格

a. 農村部に根強く残るインフォーマル 金融

第9表は、耕作者世帯におけるフォーマ

第9表 耕作者世帯の負債残高に占める各種金融の割合

(単位 %))

	51 - 52年度	61 - 62	71 - 72	81 - 82
フォーマル金融	7.3	18.7	31.7	63.2
政府	3.3	2.3	7.1	3.9
信用農協 / 協同組合銀行	3.1	15.5	22.0	29.8
商業銀行 (農村地域銀行を含む)	0.9	0.6	2.4	28.8
保険会社	-	-	0.1	0.4
退職金積立基金	-	-	0.1	0.3
インフォーマル金融	92.7	81.3	68.3	36.8
農民兼金貸し	24.9	36.0	23.0	8.3
職業金貸し	44.8	13.2	13.1	7.8
商人・仲買人	5.5	8.8	8.4	3.1
地主	1.5	0.6	8.1	3.7
親戚・友人	14.5	8.8	13.1	8.7
その他	1.8	13.9	2.6	5.2

出典 松本絹代「インド農村における機関貸手による金融の伸展と課題」
「アジア経済」Vol.31, No.6-7, 1990年, 162頁。原典はRBI, All-India
Rural Credit Survey 1951-52, All-India Rural Debt and Investment Survey 1961-62,
All-India Debt and Investment Survey 1971-72, All-India Debt and Investment
Survey, 1981-82.

(注) 筆者の判断で若干表現を変えてある。

ル金融およびインフォーマル金融からの負債残高の構成比(全国平均)を示したものである。政府の積極的な農業金融拡大政策により、インフォーマル金融の比重は確実に低下していることがわかる。しかし、同時にインフォーマル金融は農村の金融市場において、依然として無視できない役割を担っている。インフォーマル金融の地域別統計データが手元にないのが残念だが、インド東部や北東部など、信用農協の活動が不活発で、かつ商業銀行がそれほど発達していない地域では、インフォーマル金融の比重

第10表 西ベンガル州ナディア県G村の金融状況(土地所有面積・借入先別)

(単位 ルピー, 世帯, %)

所有耕地面積 (ヘクター)	フォーマル金融			インフォーマル金融						借入金 合計	1世帯当 り平均 借入額
	信用農協	銀行	計	親戚・友人	商人	高利貸し	頼母子講	ポンドック	計		
0(非農家) (18世帯)	8,000 (2) 13.2	0 (0) 0.0	8,000 (2) 13.2	2,500 (1) 4.1	7,900 (5) 13.1	0 (0) 0.0	42,000 (2) 69.5	0 (0) 0.0	52,400 (7) 86.8	60,400 (8) 100.0	3,356
0(耕作農家) (8世帯)	800 (1) 8.6	0 (0) 0.0	800 (1) 8.6	0 (0) 0.0	6,000 (2) 64.5	0 (0) 0.0	2,500 (1) 26.9	0 (0) 0.0	8,500 (3) 91.4	9,300 (4) 100.0	1,163
0.5未満 (11世帯)	6,040 (4) 22.1	0 (0) 0.0	6,040 (4) 22.1	13,000 (2) 47.5	4,000 (5) 14.6	0 (0) 0.0	4,300 (2) 15.7	0 (0) 0.0	21,300 (5) 77.9	27,340 (6) 100.0	2,485
0.5以上 1.0未満 (18世帯)	31,400 (10) 28.5	25,000 (1) 22.7	56,400 (11) 51.2	9,000 (3) 8.2	7,700 (7) 7.0	0 (0) 0.0	15,000 (4) 13.6	22,050 (2) 20.0	53,750 (12) 48.8	110,150 (16) 100.0	6,119
1.0以上 2.0未満 (18世帯)	130,000 (7) 54.6	0 (0) 0.0	130,000 (7) 54.6	41,000 (5) 17.2	5,100 (4) 2.1	8,000 (1) 3.4	17,000 (4) 7.1	36,900 (1) 15.5	108,000 (12) 45.4	238,000 (15) 100.0	13,222
2.0以上 5.0未満 (14世帯)	84,500 (12) 34.1	90,000 (1) 36.4	174,500 (13) 70.5	28,000 (3) 11.3	33,000 (4) 13.3	0 (0) 0.0	12,000 (3) 4.8	0 (0) 0.0	73,000 (6) 29.5	247,500 (13) 100.0	17,679
5.0以上 (9世帯)	66,000 (8) 18.1	20,000 (1) 5.5	86,000 (8) 23.6	17,000 (2) 4.7	12,150 (3) 3.3	0 (0) 0.0	91,500 (2) 25.1	157,500 (1) 43.3	278,150 (4) 76.4	364,150 (8) 100.0	40,461
全体 (96世帯)	326,740 (44) 30.9	135,000 (3) 12.8	461,740 (46) 43.7	110,500 (16) 10.5	75,850 (30) 7.2	8,000 (1) 0.8	184,300 (18) 17.4	216,450 (4) 20.5	595,100 (49) 56.3	1,056,840 (70) 100.0	10,905

資料 筆者の農村調査結果(1998年3月実施)

- (注) 1. 上段は借入額合計, 中段は借入世帯数, 下段は借入額合計に対する構成比。
2. ポンドックによる借入金額は, ポンドックによる農家の農地貸出面積とポンドックの単位面積当たり相場額から, 筆者が推定した。
3. 所有耕地面積がゼロで耕作世帯とは, 借地により耕作農業を営む農家。

は今でもかなり大きいと予想される。

農村部のインフォーマル金融については、全国的で全階層的な調査がここに挙げたもの以外に見つからない上に、地域性が大きいと考えられるので、以下、一つの事例として西ベンガル州における筆者の実態調査の結果を検討したい。

b. 西ベンガル州 G 村の事例

第10表は、西ベンガル州ナディア県の一つの村(G村と呼ぶ)で農村金融について筆者が行った調査の結果である。^(注42)G村は、この地域としては非常に活発な単位信用農協(PACS)を持ち、農協からの借入残高のある世帯の比率は45%に達する。にもかかわらず、村人の総借入残高に占めるインフォーマル金融の割合は56%とフォーマル金融のそれより多く、借入世帯の比率も51%を占めていた。インフォーマル金融は、G村住民にとってきわめて重要で日常的な金融の手段となっている。

土地所有規模を基準にして経済階層別に^(注43)みると、フォーマル金融とインフォーマル金融の双方において、富裕な階層のほう^(注44)が、金額的にも利用比率においても利用度が高い。しかし、それぞれの階層で両者へのかかわりの深さを比較すると、大きな違いがあることがわかる。つまり、経済的に豊かな階層は、一般的にフォーマル金融への依存度が高いのに対し、^(注44)貧しい階層はインフォーマル金融への依存度が極めて高い。

これは、フォーマル金融は主に社会・経済的上層を対象にしており、下層はフォーマル

金融のアクセスを奪われ、搾取的なインフォーマル金融に依存せざるをえないという一般的な批判を裏付けているようにみえる。

c. インフォーマル金融の種類と性格

次に、インフォーマル金融の種類と性格について、若干検討したい。G村ではインフォーマル金融借入のうち金額でもっとも多いのがポンドック(説明は後述)で、頼母子講、親戚・友人、商人と続く。一般に考えられているような高利貸しは、この村ではごく小さな位置を占めるだけである。

一方、件数で見ると、最も多いのは商人からの借入で、96世帯中30世帯が負債を抱えている。続いて、頼母子講、親戚・友人が多く、金額としてはもっとも多いポンドックは4世帯しか利用していない。高利貸しはわずか1件にすぎない。

続いて、それぞれの金融形態の性格を簡単に説明しよう。もっとも一般的な商人からの借入は、おそらく日用品や農業資材の掛買いであろう。額は一般的に少なく、多くの場合無利子である。利率が明らかな24件中19件は無利子であった。

親戚・友人の場合は、利率が明らかな15件中、無利子は8件で、有利子の場合、利率(年利)は18~60%となっている。ちなみに、年利18%は信用農協からの借入(G村では13~18%)とほぼ同じで、年利60%は後でみるように頼母子講のそれと一致している。農協利子と頼母子講利子を基準にしながら、借り手と貸し手の関係の距離によって、利率が伸縮的に決められていると

いってよいだろう。

金額的にもっとも多いボンドックは、利用権を付与した農地を担保として渡す代わりに無利子で金を借りる方法で、金を貸す側にとっては担保農地の利用による利益が利子の役目を果たす。抵当流れはなく、借りた金額と同額を返せば、いつでも土地は所有者に戻る。^(注45) 名目上利子はつかないし、実質的な利子も13~20%程度と低利で、土地を多く持つ裕福な階層が、多額の現金を長期間必要とする場合によく使われる金融手法である。逆に、この形態の金融では、比較的下層の農家が信用の供与者になるケースが多い。^(注46)

最後に頼母子講からの借入であるが、これはG村のインフォーマル金融のなかでは金額としても件数としても2番目に多く、もっとも一般的なインフォーマル金融とあってよいかもしれない。生活用品や農業資材の購入、冠婚葬祭経費の調達など、さまざまな目的に使われている。利率は年利にして一般的に60%で、48~72%と幅がある。1件のみの高利貸し(利率84%)を除けば、G村では利率がもっとも高い。

このように、インフォーマル金融も様々な形態をとり、その性格も多様である。利子のつかない商人からの掛買いや親戚・友人間の貸借、あるいは土地を介したボンドックなどは、多くの場合低利で、柔軟かつ効率的とあってよい。インフォーマル金融すなわち搾取的、不効率という考えは間違いといえよう。

一方で、G村で主要なインフォーマル金

融の形態となっている年利60%の頼母子講については、評価が難しい。「頼母子講が広まったおかげで、高利貸しの金利が、かつての月利10%(年利120%)から頼母子講と同じ60%に低下した^(注47)」という村人の話から判断すると、相互扶助的で効率的な金融という判断も可能である。他方、信用農協などフォーマル金融と比べて数倍高利である。タイムリーな資金調達など借り手にとってのメリットがあるとはいえ、資金の利用目的は農協融資と同質性が強い。フォーマル金融が未発達で十分な資金を供給できないことがこのような高利金融が残存する主要な原因であろう。フォーマル金融の一層の発達とともに、頼母子講の金利も低下していくと考えられる。

d. 頼母子講の性格と可能性

高金利性に問題があるとはいえ、今や全国的にみられるというインドの頼母子講は、現段階においては、インド政府が金融改革のなかで育成を始めているマイクロ・ファイナンスとの関係で重要な役割を担う可能性がある。そのため、G村にみられる頼母子講の形態と性格について若干分析を深めておきたい。

G村での聞き取りによると、ファンド(Fund)と呼ばれる頼母子講がこの村には多数あり、約半数の世帯が参加している。一つの頼母子講は約10人のメンバーからなり、毎月最低100ルピー(約300円)、多い人なら500ルピーの掛け金を払い込む。この講は、こうした集めた金を原資として、資金を必要とす

る人に有利子(月利4~6%)で貸し出す。そして、3~4年運営した後でそれぞれの掛け金と運用利益を精算・分割して終了する。頼母子講にはいくつかの型があるが、この頼母子講は家計貯蓄の高利運用を目的とする貯金兼貸付組合といえよう。

講に蓄積された掛け金の運用率や貸し倒れ率などを考慮する必要がある。しかし、村内の信用農協の貯金金利が年利6%(普通貯金)~11%(2年以上の定期貯金)にすぎないことを考えれば、頼母子講は村人にとってかなり有利な貯蓄手段となっているといえよう。総世帯の約半分が講に参加しているということは、その証左といえる。

さて、借り手について言えば、頼母子講のメンバー以外の人も借りられるが、その場合メンバーの知り合いである必要があるという。借り手についての情報と人的保証によって返済を確実にするためであろう。年利60%という金利は借り手にとってはフォーマル金融よりも数倍高いが、フォーマル金融が資金不足等から信用割当をせざるを得ない現状では、比較的小額、ないし多額でも短期で借り入れる方法として利用しやすい金融といえそうである。フォーマル金融のように、用途を限定されないのも、借り手にとって大きな利点であろう。

貯金兼貸付組合の性格を持つG村の頼母子講のメンバーが、どの経済階層に集中しているかを明らかにするのは今後の課題である。だが、もしも中層以上に頼母子講の参加者が多いとすれば、中・上層で信用農協の借入者が多いことから、結果的にフォー

マル金融資金の少なくとも一部が頼母子講に流れ、それを仲介機関として農村インフォーマル金融市場を活性化していること(注48)になろう。フォーマル金融機関によって供給された外部資金は、この場合農村のインフォーマル金融を活性化させ、その金利低下に一役買っていることになる。

RFM説やスティグリッツ説もフォーマル金融とインフォーマル金融の連結効果を重視しており、インドの農村部で頼母子講の自律的な発展が広くみられることは、今後フォーマル金融が発展する大きな可能性があることを示している。

4. 農村金融の改革提言 と改革の進捗状況

経済開発のための手段として、政府の直接の管理下に置かれてきた農村金融機関は、既にみたように高い延滞率、多額の不良債権、経営の不効率化という問題に陥った。そして、経済自由化の流れのなかで、金融システムの自立と効率化に向けて、改革が始まっている。

インドの金融改革案として現在もっともよく知られているのは、経済改革が始まった直後の1991年11月に、ナラシムハム(M. Narasimham)を委員長とする諮問委員会が政府に金融改革案として答申した「金融制度委員会報告書」(以下、「ナラシムハム第1レポート」とする)(注49)である。これは、IMF・世銀の構造調整プログラムを受け入れて、経済自由化に大きく転換したインドが、金融

第11表 農村金融改革の提言と実行状況

主要なテーマ	提 言	導入された施策
農村金融改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関のすべての段階で主体性を尊重することが、システムの健全な存続と政府事業を可能にするために必要。量的拡大よりも質的向上をめざす(クシロ) 社会・経済的な目標を達成する持続的な機関であるために、金融機関には柔軟性と自立が必要(ナラシムハム) 農業・小規模工業セクター等への信用供給は必要だが、融資は商業ベースで(ナラシムハム) 商業的基準によりつつも、農業貸出の増大を可能とする改善策が必要(グプタ) 	<p>(第9次5ヵ年計画の目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9次5ヵ年計画中に、農業・関連部門貸出を倍増 農家、特に小農・限界農への信用供給を大幅に増大 直接貧困緩和を目的とする事業の拡大。IRDPは引き続き自己雇用事業の中心 NABARDのリファイナンスも引き続き増大
金利の自由化	<ul style="list-style-type: none"> 一定の規制は必要だが、簡潔化・柔軟化が必要。商業銀行は利益部門の利益で低金利部門の損失を補填(クシロ) 管理の下で規制を緩和し、市場の動向を反映するような金利決定システムに(ナラシムハム) 自由化の一層の推進(商業銀行の小口融資金利も自由化)(ナラシムハム、グプタ) 	<ul style="list-style-type: none"> SCB、DCCBは、預金金利を自由化、貸出金利も12%以上で自由に決定(94、95) RRBの貸出金利自由化(96) 銀行は、1年以上の定期預金金利を自由化 商業銀行は、20万ルピー未満の小口貸出を除き、貸出金利を自由化
預金動員・資金の自己調達力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 信用農協システム、特に単協(PACS)の貯蓄動員力を強化。農村金融システムの資金自己調達力を高める。一方、長期資金や貧困融資資金はNABARD、RBIのリファイナンスが必要(クシロ) 農村住民の貯蓄動員をすすめて、フォーマル金融に導き入れる(ナラシムハム) 農村貯蓄の動員を可能とする金融商品の開発(グプタ) 	<ul style="list-style-type: none"> NABARDは債券発行により、市場から資金調達を始める 商業銀行の長期貸出へのNABARDリファイナンス率を削減。リファイナンス金利の引上げ 融資と預金を結びつけた金融商品の開発
農業など優先部門への貸出枠	<ul style="list-style-type: none"> 農業などへの信用供給増大は引き続き必要(クシロ) 優先部門を再定義し、小農・限界農、小規模工業、小商売などに限定し、総貸出の10%に縮小(ナラシムハム) 優先部門貸出の急激な縮小は問題。段階的に廃止(ナラシムハム) 貸出枠は総貸出残高比率ではなく、貸出額に対する比率へ変更(グプタ) 	<ul style="list-style-type: none"> NABARDが農村インフラ開発基金(RIDF)を創設(94、95) 貸出枠は名目上維持。しかし、商業銀行の優先部門貸出枠規制を実質的に緩和
低利ターゲット・ローン	<ul style="list-style-type: none"> 弱者部門への低利融資は必要だが、銀行の経営を圧迫しない範囲で(クシロ) 段階的に廃止(ナラシムハム) ターゲット融資は継続してもよいが低利融資は廃止(ナラシムハム) 弱者部門への補助金は、補助金の直接交付でなく、インフラ整備・技術研修などで(グプタ) 	<ul style="list-style-type: none"> SHGの育成。SHGとフォーマル金融部門の連携 IRDP金融の改善措置(メータ委員会の提言に基づく)
延滞債権対策	<ul style="list-style-type: none"> 延滞債権回収のための法整備、特別裁判所の設置(クシロ、ナラシムハム) 不良債権買取り再生機関の設置(ナラシムハム) 延滞債権回収のための特別チームを政府が設置、農村の意識改革キャンペーン実施(グプタ) 債務返済減免措置の禁止(クシロ、ナラシムハム) 	<ul style="list-style-type: none"> 「銀行・金融機関の債権回収法」の制定により債権回収裁判所の設置(93)
セーフティネット	<ul style="list-style-type: none"> 作物保険制度、信用保証制度の拡充(クシロ) PACSについても預金保険制度を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の総合作物保険計画の拡充を目標(第9次5ヵ年計画)
金融機関の組織的自立と事業規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 協同組合信用システムの全国中央銀行を設立(クシロ) PACSに自主採用した常勤職員を置く(クシロ) 金融機関の主体性に対する当局の介入を抑制(クシロ、ナラシムハム) 消費金融の解禁等貸出規制緩和と、長短分離規制の緩和等(クシロ) 支店の開設、赤字支店の閉鎖などに関する許認可制の廃止(農村支店の閉鎖を除く)(ナラシムハム) 	<ul style="list-style-type: none"> インド全国協同組合銀行の設立(93) SCB、DCCBの個人貸出枠の緩和 商業銀行の不採算農村支店の合理化を部分的に可能に 商業銀行で職員の自主採用を認めるなど、経営の自主性を拡大 SLR、CRRの引下げにより金融機関が自主判断で融資できる資金を増加
金融機関に対する新たな管理手法	<ul style="list-style-type: none"> 健全経営規制(Prudential Nonm)の導入(クシロ、ナラシムハム) 大蔵省、中央銀行の二重監督制を廃し、中央銀行監督制に一元化(ナラシムハム) 信用農協への州政府の統制を廃止し、監督をNABARD下に一元化(ナラシムハム) 	<ul style="list-style-type: none"> 健全経営規制の導入
新たな金融技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> 現物融資の廃止(クシロ、グプタ) 営農貸越、融資兼貯金口座などの金融商品の導入(クシロ、グプタ) インフォーマル組織を利用したマイクロ・ファイナンスの育成(クシロ、ナラシムハム、グプタ) 	<ul style="list-style-type: none"> NGO、SHGを通じた間接貸出を始める 農民カード(Kisan Card)融資の導入 貸出手続きの簡素化と、支店の自主裁量権を強化 農業のハイテク化に対応する専門支店の設立
地域農村銀行(RRB)	<ul style="list-style-type: none"> RRBは整理し、親銀行に吸収(クシロ) 商業銀行の農村支店は子会社を設立してその下で統合、場合によりRRBと統合(ナラシムハム) 	<ul style="list-style-type: none"> RRBに対する資金注入(増資、親銀行のリファイナンス) 事業規制の緩和

資料 RBI, *A Review of the Agricultural Credit System in India*, 1989, RBI, *Report of the Committee on the Financial System*, 1991, RBI, *Report of the Committee on the Banking Sector Reforms*, 1998, RBI, *Report of the High-Level Committee on Agricultural Credit through Commercial Banks*, 1998. 等により筆者作成。

(注) SLRは法定流動性比率(政府債券購入等)、CRRは現金準備率(中央銀行預金)を示す。

改革の青写真として掲げたもので、現在の金融改革の基本的な枠組みとなっている。

しかし、ラジブ・ガンディー政権の下で80年代半ばより独自に自由化を進めてきたインドでは、85年には既に「チャクラヴァルティー・レポート」が、金融改革の方向を示していた。^(注50) また、農村金融の改革についても、89年にクシロ(A.M. Khusro)を委員長とする農村信用検討委員会の報告書「インドにおける農業信用制度の検討」^(注51)が提出され、農村金融システムの抜本的な改革を提言していた。

そして近年は、再びナラシムハムを委員長とする政府諮問委員会が98年に「銀行部門改革報告書」(以下、「ナラシムハム第2レポート」とする)を提出し、91年以降の金融改革の進捗状況を整理したうえで、今後の課題を整理・提言している。^(注52) また、同じく98年に、商業銀行の農業貸出を円滑にするための具体的な制度改革案「グプタ・レポート」^(注53)が出され、農村金融改革が進むべき方向性はある程度明らかになってきているといえよう。

本章では、農村金融に的を絞って、これらの政策提言の要点と、いかなる改革がこれまで行われてきたのかを整理し、農村金融システムをインドがどう再構築しているのか、その方向を明らかにしていきたい。なお、主要な改革テーマについての提言内容と、これまでの改革の進捗状況については、第11表にまとめたとおりである。

(1) (農村)金融改革の全体の目的と方向

a. 政策提言

インドの(農村)金融改革への提言に共通した認識は、次のようなものである。従来の国家主導的な金融システム、特に69年の主要商業銀行の国有化によって、農業や農村工業など優先部門への貸出額は増え、貧困層を対象とした融資も受益者数と貸出額において増加した。しかし、農村金融市場に対する政府の過剰な介入は、同時に自立、持続性、効率性といった意味における金融システムの健全性を損ない、優先部門に供給された資金も、必ずしも期待された効果(資金の有効な活用、貧困問題の緩和)を十分にもたらさなかった。そして、農村金融システムに期待される自立と経済への貢献(第2章を参照)を強化するためには、政府の介入を弱め、金融機関の、より主体的で自由な活動を回復する必要がある、という認識である。

ただ、どの報告書も、少なくとも一定期間は、農村金融市場をある程度規制する必要性を主張している。報告書によって少なからず認識の差があるものの、農業生産の安定的な増大と農村経済の活性化・貧困の緩和のためには、農村金融市場に対する一定の保護と統制が必要だという点もまた共通している。問題は、市場と政府の役割の境界線をどこに引くか、市場を育成・監視するためのどのような政府の関与が必要か、に関する認識の違いである。

b. 提言の実行と今後の目標

98年の「ナラシムハム第2レポート」では、「第1レポート」の提言の多くが実行されたとして、90年代の金融改革を全体的には高く評価している。農村金融システムにおいても、以下でみるように数々の改革が行われた。しかし、非市場メカニズム、つまり貸出枠規制によって農業等への貸出を維持・増加する、しかもその原資の相当部分は中央銀行資金という従来の農業金融の基本枠組みには抜本的な変化がみられない。

政府の経済政策の大綱を示す「第9次5カ年計画（1997 - 2002年）」では、計画期間中に農業・関連貸出を倍増、小農・限界農への信用供給を大幅に増大、ターゲット・ローン（IRDP）の継続、NABARDを通したリファイナンス（外部資金注入）の増大などが目標として謳われている。^(注54) このような「社会的必要性」から導かれた政策方針が、金融改革がめざす一層の市場メカニズムの導入と両立するのか、新しい農村金融システムの姿はまだ不透明だといえよう。

(2) 金利の自由化

a. 政策提言

金融自由化のなかで、金利の自由化は中心的課題の一つである。各報告書とも、従来の複雑で低利誘導の金利規制をゆるめる方向では一致している。

しかし、「クシロ・レポート」では、「一定の金利規制は必要」とし、「貧困問題に対する銀行の役割には限界がある」としながらも、体力のある商業銀行は高金利の貸出（大

企業等）による利益で優先部門（小農、小規模工業等）向け低利貸出の損失を補填すること（cross subsidisation）を提案するなど、優先部門への優遇金利の継続を主張していた。それが91年の「ナラシムハム第1レポート」では、金利の規制緩和を一層すすめる、優先部門貸出の優遇利子は廃止する方向で検討するように提案されている。98年の「ナラシムハム第2レポート」と「グプタ・レポート」でも、唯一残された商業銀行の小口貸出（農業など優先部門貸出は、ほぼこの範疇に含まれる）に対する貸出金利規制を撤廃するように提案している。

ただ、市場メカニズムへの信頼が最も強いようにみえる「ナラシムハム第1レポート」でさえ、金利の自由化は政府管理の下で段階的に行われるべきだと主張している点は、注目に値しよう。このレポートは、「外国での経験が示すように、利子率の市場化への移行を急ぎすぎると、返済が危ぶまれるようなリスクの高い借り手に高金利で過剰な貸付がなされるようになり、銀行にとっても借り手にとっても深刻な問題を惹起する可能性がある」との認識を示している。^(注55) これは、直接的には、旧ソ連・東欧のショック療法的な金融改革がもたらした経済の混乱を意識したものと考えられる。しかし、市場が十分に発展していない状況の下で規制緩和を行うと、必ずしも金融機関にとってもまた社会にとっても最善の結果は得られないという、スティグリッツ的な認識をインドの金融改革は当初からもっていたことを示している。金融市場の健全な

発展のために、場合によっては政府の金利規制も必要というのである。

b. 実行程度

金利の自由化は、段階的に、そして比較的順調に進んだといえる。94年には信用農協で一部制限付きながらも、預金・貸出金利が自由化された。RRBも貸出金利が96年に自由化され、RRBの経営を劣悪にする大きな原因であった低金利規制は解消されたといえよう。

最後まで残っていた商業銀行の小口貸出(20万ルピー(約60万円)未満)に対する金利規制も、98年4月に、銀行が独自に設定する貸出優遇利子(プライムレート)を超えない範囲内で自由化された。

しかし、小口でリスクが高い農業などへの貸出は、信頼性の高い大口借り手向けのプライムレートでは、利潤を得ることは困難であろう。金利の自由化は着実に進んでいるとはいえ、相対的に体力のある国有商業銀行に、「社会的必要性」によって、農業など優先部門への低利融資を期待する政策は、根強く残存しているといえよう。なお、預金金利は、信用農協に続いて商業銀行でも定期預金金利が自由化され、実質預金金利はプラスになっている(ただし、普通預金金利は規制により実質でマイナスに設定されている)。

(3) 預金動員(資金の自己調達)の必要性

a. 政策提言

RFM 説においては、貯蓄動員の推進と資

金の自己調達は健全な農村金融市場の発達にとって決定的な前提条件である。一連の改革提言も、貯蓄動員力の強化を主張している。なかでも「クシロ・レポート」は、「信用協同組合系統は、貯蓄動員に対する基本的な責任を全く無視してきた^(注56)」と厳しく断じ、特に村落レベルの単協(PACS)の貯蓄動員力強化を強く提言している。短期農業貸出の原資を既に自己資金(預金)から得ている商業銀行に加えて、信用農協系統も、短期貸出の原資に対する自己調達力を強化するよう提案されている(「クシロ・レポート」)。これは、準備銀行 NABARD 信用農協系統、と流れる外部資金の量を減らし、信用農協系統を資金調達においても自立させようとする提言といえる。

しかし、現在の農業金融改革は、中央銀行資金に頼ることなく、貸付原資をすべて自己調達することに固執しているわけではない。社会的に望まれる農業貸出を維持したり、長期融資や貧困地域融資の原資供給においては、引き続き NABARD、そして準備銀行資金の役割が重要であると認識されている。預金動員力を高め、農村金融機関の資金面における自立度を高めながらも、社会的に必要な資金供給を維持するためには、一定程度中央銀行の資金供給もやむをえない、というのが、各報告書に共通する考えである。

b. 実行の度合い

長い間、NABARD 資金を農村部に流す導管の役目しか果たさず、貯蓄動員をおろそか

にしてきた信用農協系統も、徐々に貯蓄動員によって資金の自己調達力を強化しつつある。短期資金を扱う単位信用農協(PACS)でも、ミニ・バンクのコンセプトの下に防犯対策の金庫や金融取り扱い窓口の設置などを補助金で整備することが始められており、農村住民が安心して貯金を預けられるようなインフラ整備が徐々に進められている。従来貯金を受け入れていなかった長期信用農協(協同組合農業農村開発銀行)でも、実験的に貯金受け入れを始めたところがある。単協レベルでは対象外である預金保険制度の導入も検討されているが、実行はまだ先のようである。

また、リファイナンス機関である NABARD は、中央銀行への過度の資金依存から脱するため、債券発行により市場から資金調達を始めた。とは言っても、長期信用資金はもとより、農村金融システム全体としても中央銀行資金への依存度が依然高いのが現実である。信用農協の貯蓄動員力強化と、長期信用原資の自己調達は、農村金融システム全体にとって今後の大きな課題といえよう。

(4) 優先部門への貸出枠規制

a. 政策提言

インドの農村金融機関の経営を脆弱にしている原因の一つとして金利の低利性とともに常にあげられるのは、農業や小規模工業など優先部門への貸出義務枠である。従って、優先部門への貸出枠をどうするかについて様々な議論がなされている。

金融自由化へのマスタープランである「ナラシムハム第1レポート」は、優先部門を再定義して小農・限界農、小規模工業、家内工業、小商売などに限定し、優先部門貸出を総貸出の10%に引き下げるべきだと主張した。一般農家への貸出などは、金融機関の自由裁量による市場メカニズムにまかせることを提言したのである。そして新しい優先部門に対する10%枠の貸出枠も、継続する必要があるかないか、数年内に再検討すべきで、段階的に廃止すること、また、この再定義された優先部門への低利融資も廃止する方向で再検討することを提言している。

しかし、自由化が進んだ90年代に入って、期待されたような食料増産が実現しなかったため^(注57)、少なくとも農業分野に対する信用供給は政策的に維持・増大しなければならぬと再び考えられることになったようである。98年の「ナラシムハム第2レポート」は、一転して、「農業・小規模部門への信用供給は絶対に必要」「優先部門の貸出目標の急激な縮小は信用供給を減少させる危険がある」として^(注58)、政策的に一定量の資金を優先部門に供給する必要性を認めるように主張を転換している。

b. 実行の度合い

優先部門貸出の撤廃ないし縮小の提言は、激しい反発に合い、現在でも総貸出の40%という貸出枠規制は維持されている。一方で、優先部門の対象枠を広げることで、貸出の柔軟性を高めたり、貸出目標の

未達成部分の一部をNABARD などへ低利で預金することで貸出とみなす(農村インフラ開発基金の創設)など、貸出枠規制の実質的な緩和が行われた。これは、商業銀行に対する優先部門貸出の負荷を、一部軽減する措置といえよう。

(5) 延滞債権対策

a. 政策提言

延滞債権は、それ自体が不良債権ではないが、固定化して不良債権化しやすい。農業・関連貸出で3~4割ときわめて高い延滞債権は、少なからずが不良債権化し、金融機関の経営悪化の大きな原因となっている。これは、農業という産業の特殊性(自然災害による生産の不安定性、価格の不安定性、低収益性、等)も原因としてある。

しかし、既にみたように、現在のインドでは、農村金融が信用のばらまきや負債返済減免計画などによって政治家の票集めの手段としてしばしば使われており(農村金融の「政治化」)、それが返済に対する借り手のモラルを著しく低下させている。「クシロ・レポート」は、これを「延滞シンドローム」とさえ呼んでいる。「ナラシムハム第2レポート」は、「借金返済減免計画が信用基盤の育成(culture of credit)に与える深刻で有害な影響を考えれば、もはやいかなる返済減免措置も取られるべきではない」と強く金融の「政治化」を戒めている。^(注59)

加えて、債権回収を効率的にすすめる法的整備や特別裁判所の設置などが提案されている。

b. 実行の度合い

「クシロ・レポート」や「ナラシムハム第1レポート」の提言に沿って、93年に「債権回収法」が制定された。債権回収のための特別裁判所も設置され、現在(98年4月)24の州と連邦直轄地がカバーされている。しかし、このような法律や裁判所が延滞債権や不良債権の軽減にどの程度貢献するかは未知数である。

また、債務返済の安易な減免措置を排除するという、各レポートによる異口同音の提言は、十分には実行されていないようである。90年には全国規模で非常に大規模な返済減免措置が取られたし、その後も各州で州政府による返済減免措置や金利減免措置がとられている。^(注60)

各農村金融機関の延滞率は全体として依然きわめて高く、金融が成り立つ社会的基盤が十分に確立されているとはまったく言えないのである。^(注61)

(6) 貧困層へのターゲット・ローン

a. 政策提言

IRDP に代表される特定社会・経済集団へのターゲット・ローンについては、一連の金融改革提言のなかで意見が大きく分かれている。「クシロ・レポート」では、「金融機関は社会の弱者部門に対して責任を持つ」とし、金融機関が負担に耐えられる範囲で、低利のターゲット・ローンの必要性を認めている。

一方で「ナラシムハム第1レポート」は、弱者部門への支援は財政手段によるべき

で、貧困対策として金融手段を使うことは金融システム全体を歪め不効率にするという立場から、低利のターゲット・ローンを早い時期に廃止することを提案している。「グプタ・レポート」は、ターゲット・ローンの融資における銀行の関与と自己責任を拡大することで、融資の質と返済率の向上を期待している。

後でみるように、連帯責任を負うグループ貸出方式の採用なども返済率向上のために各レポートで提言された。

b. 実行の度合い

ターゲット・ローンは「ナラシムハム第1レポート」で強い批判を受けた。しかし、「第9次5カ年計画」で政府が示した方向は、貧困対策は依然として大きな政策目標であり、IRDPはそのための重要な事業でありつづけるというものである。

とはいうものの、問題の多いIRDPについて改善策を提言するためメータ委員会が93年^(注62)に設置され、以下のような提言を行った。

融資の主な対象を、従来の最貧困層から、投資効果の高い教育を受けた若者へ移す、受益者の共同事業を重視する、関係者の汚職を防止するために、IRDPに伴う受益者への補助金は融資返済の最終段階で供与される、IRDP事業の達成目標を量的基準(受益世帯数)から、質的基準に変更する、などである。また、IRDP事業の計画などに、融資機関である銀行が緊密にかかわる方向性が打ち出された。

もう一つIRDPに関する重要な改革は、融

資にかかる金融機関の取引費用を低下するために、受益者によって形成される相互扶助グループ(Self Help Group: SHG)や農村部で活動するNGOを通して融資を始めたことである。SHGは基本的に、西ベンガル州G村の事例でみた頼母子講と同じ性格の組織であり、インフォーマルな貯蓄・貸付組合^(注63)である。91-92年度に実験的に始まったSHG融資事業は、100%近い返済率など、従来のインドのフォーマル金融では考えられないような成果を収めた。SHGを通してIRDP融資がなされることで、IRDPの大きな課題であった返済率向上において改善が期待されている。

(7) 金融機関の組織の主体性回復と新たな管理方法の模索

各レポートは金融機関の組織としての主体性確立を重要な課題として取り上げている。国有の商業銀行や州政府の管理下にある協同組合銀行は、人事の面でも政府の直接の管理下に置かれてきたが、各レポートは、それぞれの金融機関による職員の自主的採用を勧告し、役員・理事の政府指名制度やこのポストへの役人の兼任を廃止するよう提言している。ただ「ナラシムハム第1レポート」は、所有問題は組織の自立とは別問題とし、国有銀行の民営化には否定的な見解を示した。

また、「クシロ・レポート」では、事業の面で全国組織を持たなかった協同組合金融組織が全国連合機関(インド協同組合中央銀行)を設立し、自立度の高い系統組織になる

ことを提言している。

消費目的貸出の条件付き解禁，赤字支店の合理化など，市場の動向を反映するような事業・組織の規制緩和も提言された。

資金だけでなく，組織の面においても金融機関が自立するように提言する一方で，各レポートは，金融機関の活動に対する新しい監督の方法を模索し，提言している。それは，自己資本規制，新しい会計方法の導入，不良債権償却の方法，などの健全経営規制(Prudential Norm)と呼ばれるものである。

b. 実行の度合い

政府が定める基準を達成した健全な銀行に対しては，国有銀行についても職員の自主採用を含め，銀行の主体性を高める政策を打ち出した。

信用農協系統は，依然として，組織においては州政府の資金においてはNABARDの強い管理下にある。93年には「クシロ・レポート」の提言に沿い，協同組合金融組織の全国中央機関としてインド全国協同組合銀行が設立された。また，信用農協組織を含めた協同組合組織は，州政府の統制を離れて，主体性を高めるため，協同組合原則にのっとった新しい協同組合法の制定を準備している。政府の強い統制下にあった協同組合も，自立の道を模索しているといえよう。

金融改革の一つの目玉であった健全経営規制については，早くから導入が進み，ほぼ提言どおり実行された。信用農協系統に

おいても，96-97年度以降，商業銀行にほぼ倣う形で健全経営規制が導入された。

しかし，金融組織の経営基盤強化のためにBIS規制を満たすような自己資本の増強は，市場からの資本調達ではなく，ほとんどが政府の増資によって達成されたのが現実である。資金面で金融機関が完全に自立するのは，まだ大分先のことといえよう。

5. おわりに

インドを事例としてみた 農村金融の理論と現実

(1) まとめ

80年代の半ばから独自に経済自由化を進めてきたインドは，90年の経済危機を直接の契機として，IMFや世銀の圧力の下で，それまでをしのぐ速度で自由化を進めてきた。その一環として，金融改革も着実に進んでいる。

農村金融は，伝統的な理論(FF説)によれば市場メカニズムの苦手とする分野と考えられてきたが，この分野においても市場メカニズム重視の理論(RFM説)をよりどころとして，金融システムの自立をめざした改革が行われてきた。「クシロ・レポート」以来，農村金融改革は金融機関の自由化，つまり金利や事業に対する政府規制の緩和や，金融機関に対する政府の人事面での直接経営管理の緩和(健全経営規制による間接的管理への移行)をめざしてきた。金利等に対する規制の緩和，健全経営規制の導入などにおいて，漸進的ながら着実な進歩がみられた。

しかし、「第9次5カ年計画」に明確に表明されているように、非市場的な手段によってでも、農業・小商工業、貧困層など社会的な優先分野に対し十分な信用を供与することが、今でも社会的・政治的合意となっている。また、市場メカニズムの活用によってだけでは、このような社会的に必要とされる量の信用を供給することは、少なくとも当面は困難である、という点も明らかになったといえる。優先部門への貸出枠の残存と、中央銀行や NABARD を通した大量資金の外部供給の継続という、従来型農村金融システムの根幹が依然として維持されているのは、このような理由によるといってよいだろう。

(2) インドにおける農村金融システムの将来展望

インドの農村金融の現状と金融改革の方向、およびその進捗状況を概観した今、フォーマル農村金融市場が今後どのように再編成されていくのか、そのなかでインフォーマル金融の位置はどのように変化していくのかについて、筆者なりの予想を示したい。

国有化による商業銀行の参入によって大きく成長したインドの農村金融市場だが、自由化がさらに進み、優先部門への貸出枠規制が撤廃され、農村支店の合理化が自由になれば、効率性を追求する商業銀行は、利益性が相対的に低い農村金融市場から徐々に撤退していくと考えられる。農村部の金融機関として相対的に地位を向上させ

るのは、地域農村銀行と信用農協系統であろう。したがって、信用農協が相対的に発展しているインド西部や北部、そして南部においては信用農協が、また信用農協の発達度が低い東部や北東部においては当面地域農村銀行が、農村金融市場において中心的な役割を担うことになるだろう。東部や北東部で農協組織が今後発展するか否か大いに注目されるところだが、農村金融市場からの商業銀行の退出に伴い、信用農協組織と地域農村銀行が代替的に農村金融市場を担う構造が、今後強まると考えられる。

信用農協や地域農村銀行は、その自律的な発展(特に信用農協の貯蓄動員力強化)と経営の効率化に向けて努力がなされるにしても、農村信用供給の増加や貧困対策など、社会的責任を一定程度負う社会・経済インフラとしての役割も当面担い続けるであろう。そこでは、市場メカニズムだけでなく、政府の介入・支援や、農民組織・NGO など非市場的要素の関与も、地域性や発展段階において柔軟に役割を変化しつつ、重要な要因になっていくと考えられる。

(3) 新しい農村金融システムを構築するために

本稿を閉じるにあたって、一つ重要なことを指摘しておきたい。それは、インドに限らず世界的規模で進む経済自由化は従来非市場的な範疇であった経済分野をどこまで市場化できるだろうか、あるいはどこまで市場メカニズムに委ねてよいのか、という問題に関する筆者なりの考えである。

インドの農村金融市場については、市場メカニズムの導入によって農村金融システムの健全性や効率性が改善される点がきわめて多く、市場メカニズムの活用は、今後追及されるべきであろう。しかし、現実の経済活動において完全競争市場というのが幻想でしかない以上、市場メカニズムの限界を認識しておく必要がある。現実の経済活動は不完全な市場の下で行われるだけでなく、社会・文化、そして環境などへの外部効果を持ち、また人々の行動を無意識に規定する社会規範・政治構造などに大きな影響を受けている。経済政策もそういった外部効果や経済活動を支える社会的背景を無視することはできない。

農業・農村、貧困問題などがこうした性格の特に強い分野であることは、明確に認識しておかなければならない。具体例を挙げるなら、農業の低収益性が市場メカニズムによって当面改善されず、にもかかわらず社会（国民）がなんらかの（例えば安全保障）理由で一定の食料生産を維持する必要があると認めるなら、市場メカニズムのみ任せることでは、社会が必要とする食料生産の達成は困難であろう。現在のインドは、効率化のために避けられない自由化と、食料増産速度の頭打ち現象や膨大な貧困人口の滞留という現実を前にして、市場メカニズムの導入と政府介入の必要性というジレンマのなかにいるように思われる。市場の活力を最大限に生かしながらもその欠陥を補うような政府介入のあり方、そしてそのような高い能力を持つ政府はいかに

して生まれるのか、それを明らかにすることが今後大きな課題となろう。

農村金融についても、市場メカニズムの活用が進むなかで、政府がどのような役割を担っていく必要があるのか、協同組合やNGOのような住民組織がいかなる役割を担えるのか、正しい現場理解に基づいて、理論的にもきちんと整理する作業が今後求められるといえよう。スティグリッツが提示した理論的枠組みは、そのたたき台としては興味深いものである。また、経済活動を支える社会的基盤の理解を追求したFF説も、再評価が求められるように思われる。農村金融システムの新しい枠組みを考えるためにも、インドで現在進行中の農村金融改革は、きわめて興味深い事例といえるのではなかろうか。

（注）

- (1) 拙稿「インドは穀物自給を維持できるか」『農林金融』1999年2月号、同「インドの農村協同組合」、『農林金融』1999年6月号。
- (2) 正確には、Agricultural Credit Review Committee, *A Review of the Agricultural Credit System in India*, Reserve Bank of India (RBI), 1989. ただし、本稿では1993年の復刻版を使っている。
- (3) Dale D. Adams and Douglas H. Graham, "A Critique of Traditional Agricultural Credit Projects and Policies", *Journal of Development Economics*, Vol.8, No.3, 1981, pp.347-366, 荏開津典生「アジア諸国の農村金融市場 二つの見方」『金融構造研究』No.10, 1998年, 33~39頁, 泉田洋一・万木孝雄「アジアの農村金融と農村金融市場理論の研究」『アジア経済』Vol.31, No.6・7, 1990年, 6~21頁, 泉田洋一「アジアの農村金融市場」『農林金融』, 1988年6・7月号。「農業融資（FF）説」「農村金融市場（RFM）説」という名称は、荏開津の命名による。これらのなかで最も包括的なサーベイをしているのは、泉田・万木論文だが、この論文では農業融資説（FF説）という呼称は使っていない。

- い。また、RFM (Rural Financial Market) 説という名称も、この説の唱導者達 (Adams) に必ずしも受け入れられてはいないという (泉田・万木, 7頁, 注3)。
- (4) 加藤謙『農業金融論』明文書房, 1983年77頁。
- (5) 以後、頻繁に出てくる「インフォーマル金融」と「フォーマル金融」についてここで簡単に定義を行う。「インフォーマル金融」とは、政府によって金利などの規制が及ばない金融のことで、友人・親戚間の貸借、高利貸し、頼母子講、商人の掛売りなどが代表的なものである。これに対し「フォーマル金融」は、政府の規制が及ぶ金融で、銀行、信用組合、農協、政府の直接貸出が代表的なものである。同じ意味で「非機能的貸手」、あるいは「非制度的金融」などという分類もあるが、ここでは「(イン) フォーマル金融」という表現を使うこととする。
- (6) 主に、泉田・万木, アダムズの整理による。
- (7) たとえば、1989年の世銀の報告書『世界開発報告1989』は途上国の金融改革をテーマとして特集を組んでいるが、その提言は、RFM説の主張と一致するものである。
- (8) 泉田・万木, 前掲論文, 21頁。
- (9) ただし、スティグリッツは、政府の介入や住民組織の関与がいかなる場合でも効果があるといっているわけではない。つまり、政府の行政能力が低い場合には、政府の介入は却って金融市場を混乱させてしまうし、また、金融市場が発展するにつれて金融市場への政府の介入は減少すべきだという。住民組織の関与も、それによって得る効用が不効用を超える場合にのみ効果を持つ。なお、私見では、スティグリッツは農業経済学者ではないため、彼の説は農村金融論としてはまだ十分包括的に整理されていないようである。ここでは以下の論文を参考とし、筆者が整理した。Karla Hoff and Joseph E. Stiglitz, "Introduction: Imperfect Information and Rural Credit Markets - Puzzles and Policy Perspectives", *The World Bank Economic Review*, Vol. 4, No. 3, 1990, pp. 235-250, Joseph E. Stiglitz, "Peer Monitoring and Credit Markets", *ibid.*, same issue, pp. 351-366, Joseph E. Stiglitz and Andrew Weiss, "Credit Rationing in Markets with Imperfect Information", *The American Economic Review*, Vol. 71, No. 3, 1981, pp. 393-410, Thomas Hellman, Kevin Murdock, Joseph Stiglitz『金融抑制 新しいパラダイムに向けて - 』青木昌彦ほか編, 白鳥正喜監訳『東アジアの経済発展と政府の役割』日本経済新聞社, 1997年, 183~233頁。
- (10) 完全競争市場とは、通常以下の条件を満たす市場のことで、その条件の下では完全に市場メカニズムに資源の配分を委ねることで、社会的にもっとも望ましい状態 (パレート最適) が実現されるとされる。需要者も供給者も多数存在し、個々の主体は価格に影響力を持たない、市場で取引される製品やサービスは同質で、価格のみが選択の基準となる、市場参加者は、市場と製品・サービスに対し完全な情報を持つ、企業の参入・退出が自由、などである。
- (11) 金利が極端に低く政策的に設定され、実質金利がマイナスになると、貯蓄動員力が低下し、金融が抑圧される(金融抑圧)。逆に実質金利がプラスの範囲において預金動員力の利子率弾力性は小さく、預金金利を低く設定しても、貯蓄動員の大きな妨げにはならないと考えられている(金融抑制)。スティグリッツが金融抑圧と金融抑制を明確に区別していることに注意。
- (12) 荏開津, 前掲論文, 35~36頁。
- (13) 英植民地下のフォーマル金融機関の発展については、高橋満『インド農協の政策と構造』滝川勉・斎藤仁編『アジアの農業協同組合』アジア経済研究所, 1973年, を参照。
- (14) 1950年の農村銀行調査委員会 (Rural Banking Enquiry Committee) の提言は、商業銀行と協同組合銀行の間には、機能と顧客において大まかな分業が行われてしかるべき、という分業論を主張した。「クシロ・レポート」, p. 192。
- (15) 拙稿「インドの農村協同組合」(前掲論文) 参照。
- (16) 松本絹代「インド農村における機関貸手による金融の進展と課題」『アジア経済』, Vol. 31, No. 6-7, 1990年, 162頁の第1表による。本稿の第9表として転載。
- (17) 延滞率(貸出残高に占める延滞債権残高の割合)は、1960-61年度で20%, 1970-71年度には41%になっていた。Government of India, *Indian Agriculture in Brief 25th Edition*, 1994, p. 102。
- (18) 絵所秀紀『現代インド経済研究』法政大学出版局, 1987年, 44~45頁。また、農業金融における信用農協と商業銀行の補完政策は、複数機関政策 (multi agency approach) と呼ばれた。
- (19) 当時の首相であるインディラ・ガンディーは、1969年の商業銀行国有化にあたり、次のように発言したという。「今日わが国の政治情勢を見れば、銀行制度は後進地域、または農業や小規模工業などの分野へもっと進出していくべきであるし、おそらく、銀行はより大きな社会的必要性にそって運営されるべきである。」以上、近藤則夫「インドにおける総合農村開発事業の展開()」『アジア経済』Vol. 39, No. 6, 1998年, 5頁。
- (20) 当時インディラ・ガンディーに率いられた会議派政権は、政治的危機に直面しており、民衆の政治的支持を得るために、社会主義的・平等主義的な政治イデオロギーを強化したという。近藤, 同上論文, 3頁。
- (21) 地域農村銀行 (RRB) は、現地語 (ヒンディー語) ではグラミン・バンク (Gramin Bank「農村銀行」の意) で、貧困者を融資の対象としていることもあって、バングラデシュのグラミン銀行との関係を想像する読者もいるかもしれない。しかし、RRBの設立が始まったのは1975年であり、バングラデシュでグラミン銀行の原型と

- なるアクション・リサーチ・プロジェクトがチッタゴン大学のユヌス博士によって始められた年(1976年)よりも早い。また、RRBは最近までグラミン銀行のようにグループ融資をしてきたわけではなく、農村の貧困層に融資する専門的金融機関という以外、両者の間に共通性はないといえよう。ただし、後でみるように、インドも農村貸出においてバングラデシュのグラミン銀行を見習ってグループ貸出を始めており、RRBもそれに着手した。ちなみにRRBに対する出資比率は、中央政府、州政府、スポンサー銀行(その地域の代表的な銀行)の間で、50:15:35となっている。
- (22) ARDC (Agricultural Refinance and Development Corporation) は、設備投資のために長期融資資金を供給する目的で、1963年に設立された金融会社である。
- (23) NABARDの主要な機能は、傘下の農村金融機関(商業銀行、信用農協、RRB)への融資原資供給(refinance)、農村金融の制度と組織の発展(institutional development)、傘下の金融機関の監督である。なお、傘下の金融機関へのリファイナンスについては、長期資金は全ての金融機関に供給されるが、短期資金供与は信用農協とRRBのみで、資金が豊富な商業銀行は自己資金の活用を求められている。
- (24) 1997年3月末現在のNABARDの自己資本は100億ルピーで、準備銀行と中央政府が出資している。これらの出資比率は不明だが、1996-97年度中に追加された出資50億ルピーのうち準備銀行出資は40億ルピーであり、NABARDの自己資本総額においても、準備銀行出資が現在大半を占めていると考えられる。1999年7月現在、1ルピー(Rupee:Rs.)は約3円であり、1997年3月末の自己資本は約300億円、総資産は約6,800億円となる。
- (25) 特例として、貧困地域である東部と北東部の開発公社に対しては、NABARDが直接融資を行うこともできるとされる。
- (26) 佐藤宏「インド政治への序章」佐藤宏ほか編『もっと知りたいインド』弘文堂、1989年、15~47頁、佐藤宏・金子勝「自由化の政治経済学 - インド国民会議派政権期(1980~96年)における政治と経済 - 』『アジア経済』Vol.39, No.3・4, 1998年。
- (27) 「クシロ・レポート」, p.738, Table 27より筆者計算。
- (28) NABARD, インターネット・ホームページより。
- (29) 実質の信用供給量は、名目供給量を卸売物価指数(WHI:81-82年度=100)でデフレートして81-82年度価格で示した。
- (30) 最も大きな要因は、経済の地域格差であろう。北東部と東部は一般にインドの貧困地域であり、西部、南部、北部は比較的豊かな地域である。最も貧しいビハール州(東部)の一人当たり年間所得(1995-96年度)は4,097ルピーだが、緑の革命の先進地域で豊かな農村州のパンジャブ州は、15,504ルピーと、3.9倍もある。経済活動

の水準が、貯蓄と資金需要の大きさと強い関係があるのは当然であろう。ほかにも、社会的風土(特に信用農協の発達との関係において)、歴史的経緯、州政府の介入の仕方、中央政府の地域政策、など様々な要因が考えられる。機会があれば、いつかこれらについて論じてみたい。

- (31) 拙稿「インドは穀物自給を維持できるか」(前掲論文)参照。
- (32) 製糖協同組合については、とりあえず拙稿「インドの農村協同組合」(前掲論文)を参照のこと。
- (33) 1993年には、SCBとDCCBの個人融資が自由化された。しかし、これらの連合体がPACSを迂回して農家に直接農業融資を行っているかについては不明である。
- (34) IRDP成立の背景や内容の詳しい説明は、近藤の前掲論文を参照のこと。
- (35) V. Puhazhendhi, B. Jayaraman, "Rural Credit Delivery: Performance and Challenges before Banks", *Economic and Political Weekly* (以下、EPWと省略), Vol.34, No.3・4, 1999, pp.175-82.
- (36) インドの人口は現在約10億人で、貧困線以下の人口は3~4億人と考えられている。貧困線の定義については、拙稿「インドは穀物自給を維持できるか」(前掲論文)の(注2)を参照。
- (37) V. Puhazhendhi, B. Jayaraman, op. cit., p.177.
- (38) *ibid.*, p.179.
- (39) *ibid.*, p.177.
- (40) *ibid.*, p.177.
- (41) 第8表によると、耕作者負債に占めるインフォーマル金融の割合の低下は著しい。しかし、その理由の一つとして、調査の方法の欠陥によりインフォーマル金融の割合が実際以上に低く現れている、という批判があるという。この批判が事実だとすると、実際のインフォーマル金融は、インド全体でも、今でもかなり残存していることになる。実際、1993-94年度に、農村社会の貧困層を形成する農村労働者世帯の負債について行われた全国調査によると、フォーマル金融(政府、農協、銀行)の負債は負債総額の35.1%で、残り64.9%はインフォーマル金融によるものであった。最大の借入先は高利貸しで、負債総額の31.4%を占めていた(Ministry of Labour, *Rural Labour Enquiry: Report on Indebtedness among Rural Labour Households 1993-94*, 1997)。また、1988-90年に行われた以下のフィールド調査によると、フォーマル金融が発達している北部農業先進地域(ハリヤナ州カルナル県)でさえ、農村負債の39%はインフォーマル金融起源であった。Surinder S. Jodhka, "Who Borrows? Who Lends?", *EPW*, Vol.30, No.39, 1995. なお、耕作者負債の統計について以上のような批判があることを教えてくれた藤田幸一氏に感謝します。

- (42) このフィールド調査は、1998年3月に行われた。G村は総世帯数約120の小さな村で、筆者はそのうちランダムに選んだ96世帯から有効回答を得た。
- (43) この村は都市から遠く、非農業就業機会は非常に限られている（小商売、日雇い労働など）ため、所有耕地面積が経済階層とかなりの程度一致すると考えてよいだろう。
- (44) 5エー(2ha)以上の最上層階層では、借入金総額に占めるインフォーマル金融の比率が76.4%と非常に高いが、これは世帯主の妹の結婚資金を捻出するために、総額25.8万ルピー(約80万円)という大金をインフォーマル金融から調達した世帯が一つあることが大きく影響している。この世帯を例外として除外すると5エー以上の階層のフォーマル金融依存率は79.5%となり、最も高くなる。
- (45) ただし、少なくとも1年間は相手に耕作する権利を認めなければならない、というルールがある。
- (46) G村では、ポンドックによる借金の相場は4.5万ルピー/エーで、農地賃貸(地代)の相場は6~9千ルピー/エー/年といわれる。よって、もしある人が、ポンドックによって1エーカーの農地耕作の権利を獲得し、それを別の農家(所有者自身でもよい)に貸すと、4.5万ルピーの資金から6~9千ルピーの利益が得られる。これを利子と考えれば、利子率は13~20%ということになる。このような低利にもかかわらずポンドックが金を貸す側にとって利益があるのは、担保農地の利用により、利子に相当する利潤(粗生産額-労賃込み生産費)に加えて、それが自家雇用の機会(自家労賃)を生むからである。これは、雇用機会の不足と不安定な収入に悩んでいる(労働力の機会費用がきわめて低い)日雇い労働者などの農村貧困層に大きなメリットを生む。一方、農地の利用権と引換えに金を借りる側は、一般に一定程度以上の農地を持つ中・上層農家に多い。この層は、そもそも農業を自家労働ではなく雇用労働に頼っている部分が大きく、農地利用権を失うことによる損失は利潤部分だけで、それほど大きな損失ではない。商売や子どもの教育など、投資効率の高い投資先を持つ中・上層農にとって、ポンドックは、銀行なみの低利借入先といえよう。しかも利子がかからない上に抵当流れの心配もない。なお、G村ではポンドックによる信用供給側の5世帯の平均耕地所有面積は0.35エー(0~0.82エー)で信用受側4世帯の平均面積2.7エー(0.5~8.0)より確かに小さい。貧しい土地なし層から裕福な階層へ信用が供与されるというポンドック融資の一見不可解な金融形態が広がっている背景には、緑の革命の普及や非農業就業機会の拡大によって貧困層の所得が向上したことに加えて、以上のような事情があると考えられるのである。なお、隣国のバングラデシュにおいてもこの方法による金融は広く普及しており、以下の論文で詳しく分析されている。藤田幸一「バングラデシュ農村非制度金融の新動向」『農業総合研究』第19巻第3号、1995年、1~57頁。
- (47) G村でのヒアリングによる。G村の調査で高利貸しからの借入(利子率84%)は一件だけで、他の貸借は、ほぼ全てが頼母子講の利子率と同じかそれより低い水準であった。
- (48) もちろん、信用農協などフォーマル金融からの融資は、第三者への又貸しや頼母子講への掛け金支払いを目的として受けることはできない。しかし、貨幣が持つ使用目的の代替性(fungibility)により、フォーマル金融から借入れた資金がインフォーマル市場へ流れることを防ぐことはできないのである。
- (49) Reserve Bank of India(RBI), *Report of the Committee on the Financial System*, 1991. ただし、本稿ではこの復刻版である、M. Narasimham, *The Financial System Report*, (Reprint Edition), A Nabhi Publication, 1998を使っている。
- (50) 「チャクラヴァルティ委員会レポート」と「ナラシムハム第1レポート」の内容とその比較については、永石信「インドの金融改革-商業銀行部門を中心に-」『アジア経済』Vol.39, No.10, 1998年、53~74頁を参照。
- (51) 正式の題名等については、本稿の注2を参照。
- (52) RBI, *Report of the Committee on the Banking Sector Reforms*, 1998.ただし、本稿では復刻版のM. Narasimham, *The Banking Sector Reforms*, A Nabhi Publication, 1998を使っている。
- (53) RBI, *Report of the High-Level Committee on Agricultural Credit through Commercial Banks*, 1998.これは、R.V.Guptaに委嘱された調査の報告書で、商業銀行の貸出現場の立場から、農業貸出を円滑にするための技術的・制度的改革案を提言したもので、農業金融システム全体の改革案を提言したものではない。
- (54) Government of India, *Ninth Five Year Plan*, Vol. II, (internet).
- (55) M. Narasimham, *op. cit.*, p.5.
- (56) 「クシロ・レポート」, p. 203.
- (57) 80年代には、穀物生産は年率3.5%と人口増加率(約2%)を大きく上回る速度で増加した。一方、特に深刻な自然災害がないのに、90年代のそれは1.7%にすぎない。これは、ほぼ現在の人口増加速度と同じで、今後の食料需要構造の変化や輸出への期待などを考えると、大きな問題である。実際、1998-99年度の「経済白書(Economic Survey)」は、この事態に対し、「深い憂慮」を表明している。Government of India, *Economic Survey 1998-99*. 第4図からわかるように、90年代前半には農業融資額(実質)の増加がほとんどなかった。これには、商業銀行の農村貸出の不振が大きく影響している(第6図参照)。同時期に穀物増産の伸び率が頭打ちとなったのは、この信用供給量の不足と深い関係がある可能性もある。
- (58) 「ナラシムハム第2レポート」, p. 116.

(59) *ibid.*, p.112.

(60) 筆者が1998年に訪れた3州(ハリヤナ州,西ベンガル州,カルナータカ州)でのヒアリングによると,ハリヤナ州では91年に,カルナータカ州では93年にそれぞれ州政府が返済減免措置を取ったし,西ベンガル州では,返済期限内の返済完遂者に対して大幅な金利免除を行う政策をとっていた。

(61) 筆者が知るハリヤナ州の協同組合銀行関係者によると,債務不履行者のほとんどは意図的な不履行者である。借金を返した者は「敗者」であり,返済をまぬがれた者は「勝者」なのだという。

(62) Government of India, *Ninth Five Year Plan*, *op. cit.*

(63) SHGは,金融機関の指導の下で被融資者によって組織されるインフォーマルなグループである。1グループは約20人からなり,今のところ85%は女性だけの組合だという。返済率は100%近く,インドの常識からすればきわめて高い。Nandaによると,SHGに共通する特徴は,以下のようである。

SHGのメンバーは定期的に貯金を行い,自分たちの基金をつくる。

SHGは民主的にこの基金を運用し,利益をえる。貸出は,主に借入者への信用に基づき,無担保で行う。

融資額は小額で短期。融資の用途は多様である。

SHGからの融資の利率は,ケースバイケースで柔軟に決められるが,一般に銀行より高く,高利貸しよりも低い。

SHGの定期的な会合は,貯金,融資,融資の回収の場としても使われる。

借入者に対する集団的な圧力や資金の用途等への詳しい情報があるため,貸し倒れはまれである。

以上, Y. C. Nanda, "Significance of Establishing Linkages of SHGs with Banks", *National Bank Review*, NABARD, Vol.10, No.4, 1994, pp.22-31による。

なお,フォーマル金融機関からSHGへの融資は通常の金利(年利12%)で行われ,SHGからメンバーへの貸出金利はSHGが独自に決定する。金融機関への返済はSHGメンバーの連帯責任である。インド政府は98-99年度から5年間で20万のSHG(400万世帯)を組織することをめざしている。NABARDは,さらに今後10年間で100万のSHG(2000

万世帯)の組織化をめざしており,SHGはIRDPIに限らず,特に貧困者や女性向けの金融方式としてインド全国で普及しつつある。

<参考文献>

- ・岡本真理子・粟野晴子・吉田秀美編『マイクロファイナンス読本』国際開発高等教育機構1999年
- ・奥田英信・黒柳雅明編著『入門開発金融』日本評論社1998年
- ・加藤謙『農業発展と政策金融』楽遊書房1985年
- ・堀内昭義『金融論』東京大学出版会1990年
- ・ジョージ・A・アカロフ「レモン("lemons")の市場」ジョージ・A・アカロフ著,幸村千佳良・井上桃子『ある理論経済学者のお話の本』ハーベスト社,1995年9~33頁
- ・粟野晴子「インドSEWA協同組合銀行にみる低所得層向け小口金融」『国際開発研究』第7巻第1号,1998年91~107頁
- ・泉田洋一「農村金融の発展と回転型貯蓄信用講(ROSCAs)」『学術報告』第15巻第1号,宇都宮大学農学部,1992年1~18頁
- ・泉田洋一「農家金融と資金転用問題」『学術報告』第15巻第3号,宇都宮大学農学部,1994年1~10頁
- ・泉田洋一「取引費用概念と農業金融」『農業経済研究』第67巻第3号,1995年151~158頁
- ・藤田幸一「バングラデシュにおける土地なし貧困層への金融」『アジア経済』Vol.31, No.6-7, 1990年143~160頁
- ・万木孝雄「戦前期農村貯蓄動員の進展」『農業経済研究』第67巻第4号,1996年183~93頁
- ・Dale W. Adams, "Transaction Costs in Decentralized Rural Financial Markets," in Dina Umali-Deininger and Charles Maguire, eds., *Agriculture in Liberalizing Economies: Changing Roles for Governments*, The World Bank, 1995, pp. 249-265.
- ・Clifford Geertz, "The Rotating Credit Association: A "Middle Rung" in Development", *Economic Development and Cultural Change*, Vol.10, No.3, 1962, pp. 241-63.

(須田敏彦・すだとしひこ)